割引手形元帳

依頼口　何某

支拂口

借方		貸方		殘高		明治年	番號		支拂日	摘要	借方		貸方		殘高	
無擔保	擔保	無擔保	擔保	無擔保	擔保		貸出	返金			無擔保	擔保	無擔保	擔保	無擔保	擔保

備考　依頼口とは依頼人に關し支拂口とは支拂人に關し口座を別け記入す假令は甲某依頼し乙某支拂人となるときは甲某の口座を以て依頼口の借方に記入し乙某の口座を以て支拂口の借方に記入す入金即ち返金ありたるときは甲某の依頼口口座の貸方に記し乙某口座の支拂口貸方に記入するものである

割引を爲すには利息として割引料を徴収する即ち貸出當日より期日迄の期間に對する日數に應じ貸出高に相應し時の利子歩合によりて割引料を徴するのである其法式を示せば左の通りである

$$\text{割引金} = \frac{\text{割引高} \times \text{割引率}}{100}$$

之を尚説明すれば假令ば金五百圓の手形を割引し其日附は一月四日として期日は一月十三日にて時の利子歩合は日歩百圓に付き參錢と假定せば其期間は十日間である故に

$$500.00\text{圓} \times 10\text{日} \times \frac{0.30\text{錢}}{100} = 1.500\text{圓} = \text{割引料}$$

即ち金壹圓五拾錢の割引料となる貸出の際は五百圓より壹圓五拾錢を差引した殘る四百九拾八圓五拾錢を依頼人に貸出すのである

依頼人が期日に返濟せざることあるを慮り延滯日歩を約する(これを約さなければ法定利率によることゝなる)延滯日歩は割引歩合より多少高きを通例とする右

は借主にて期日を誤らず返金する様幾分の重荷を負はしめたるのである銀行により其歩合は種々あるけれども五六錢より拾錢位迄の間に於て延滯利息を徴する而して其歩合は擔保品差入證書に明記せしむべしである其算出式は割引料の方法と同一であるけれども其起算日は期日の翌日より日數を算出するのである即ち期日は已に割引料にて徴收しあれば此日を除き入金のある日までを算入する

割引手形にして他所拂の手形を購入したるとき之を他支店に手形面の欄外へ延滯日歩何錢徴收の旨を記するか又は別に書面を以て日歩幾錢徴收相成度旨通知するのである

割引料を徴收したるときは日記帳には利益金と稱する勘定科目を起し割引料何某よりとして借方に記入する延滯日歩を徴收したるときは矢張利益金勘定科目の中に割引料として前きの割引料と同一の筆方により記帳するのである貸附金利息も割引料算出と同一である又記帳方は利益金勘定科目の中摘要に利息何某と記し日記帳の借方に記入する只割引料は貸出の當日引去り貸付金にあ

りては返金の時徴收するの差あるのみである總勘定元帳にあつては利益金と稱する勘定科目を起し之に割引料も貸附金利息も又荷爲替手形割引料も總して利益金となるものは記帳するのである

半季決算の時は既收入利息と未收入利息とに拘らず計算勘定の公平を保つ爲め諸記入帳の備考に之を算出記載し假令は貸付金にありては十二月三十一日又は六月三十日等其半季決算期の末日迄の利子を算出し置くのである之を未收入利息なる勘定科目を以て整理し置き愈借用金證書の期日到來し借主に於て支拂あるときは其後の利子を計算し合せて徴收するのである又割引手形荷爲替手形も亦同じにありては此反對に半季末日までの利子を利益金として徴收し一月一日又は七月一日以降期日迄の利息を算出し其利息を既收利息勘定科目を以て徴收し次季の利益金とするのである

第七章　爲替

爲替とは隔地者に於ける甲乙間の貸借關係を銀行が中介者となりて決濟する方法を謂ふのである元來此仲介者は一個人なると會社なると將又銀行なるとを問はざれども爰には銀行を仲介として起る所の現象及び事務取扱法を述ぶるを本旨とせねばならぬ

爲替の方法には種々なる方法によりて現れ銀行に於て夫々名目を附して居る左に之を概說する

一、送金爲替　とは現金を銀行に託し送金し又送金せられたることを謂ふのである送金するには手形を以てするとと電信を以てするとの別がある共に銀行に於ては之を送金手形と稱する勘定科目に編入する又之を仕拂ひたるときは仕拂送金手形と稱する勘定科目とするのである

二、代金取立手形　は銀行に託し其代金の取立を依頼する手形である代金取立手形には爲替手形を以てし又は約束手形を以てし或は其他證書を以てすること

があるけれども多くは手形を以てする故此稱あるのである

三、荷爲替手形　は隔地者間に於ける債權を銀行に賣り渡し銀行に於ては貨物を擔保として先方銀行に手形金額の取立を託する所の爲替手形の稱である

或は又內國爲替外國爲替の別がある要するに甲乙間貸借關係をして銀行を介して決濟せしむる手段である

外國爲替は種々なる事情に由り彼我の間に經濟的關係を生じ現金輸送點に達する迄は取引せらるゝものである殊に外國との交通頻繁となり輸出輸入增加するに從ひ倍蓰するに至るけども此外國爲替を取扱ふ銀行たるや我國に於ては若干に過ぎずして未だ普通一般の銀行の取扱はざる處なるが故に本章に於ては之を略し專ら內國爲替に就き敘する事とする

第一　爲替取引約定書

爲替を取組まんとするに他店の場合にありては前以て相互間に約定書を取替さねばならぬ今東京交換所組合銀行定式總會に於て決議したるものを示せば即ち左の通である

（株式會社　銀行ト株式會社　銀行ト爲替取引ヲ爲スニ付雙方ノ間ニ取結ヒタル約定左ノ如シ

第一條　爲替取引ノ爲メ相互ニ預ケ金ヲ爲スハ現金又ハ手形小切手等ヲ以テシ其預ケ高ハ雙方共無制限トス

但豫リ銀行ノ都合ニ依リ豫告シテ金高ヲ制限スルコトヲ得

第二條　此約定ニ依リ送付シタル手形小切手等ハ都テ取立濟ノ上入金ニ記載スベシ

手形小切手ヲ送付シテ爲替資金ニ充テントスルトキハ裏書ヲナシテ讓渡又ハ取立委托ノ手續ヲ明ニスベシ

但本條手形小切手等取立ニ付手數料ヲ要スル場合ニハ雙方協議ノ上之ヲ定ムベシ

第三條　前條ノ手形小切手中不渡ノモノアルトキハ相當ノ手續ヲ經テ之ヲ返却スベシ

但取組先ヨリ別段ノ依頼アルモノハ期日後ト雖モ取立ヲナシ其延滯日歩ハ元金ト共ニ入金ニ記載スベシ

（第三條　前條ノ手形小切手中不渡ノモノアルトキハ豫テ依托銀行ヨリ合法ノ手續ヲナスヘキ旨ヲ明示セラレタル手形小　手ニ限リ合法ノ手續ヲ爲シテ之ヲ返却スベシ其明示ナキモノハ期日後ト雖モ可成取立ヲナシ尙不渡トナルトキハ合法ノ手續ヲ缺キタル責ニ任セズ）

第四條　送金爲替ニハ爲替手形小切手又ハ支拂保證ヲ爲シタル小切手ヲ用フ

前項ノ小切手ハ法定呈示期間ヲ經過スルモノト雖モ異議ナク支拂ヲ爲スベシ

爲替取引ニ用フル手形小切手用紙印鑑署名鑑及電信暗號等ハ讓ヲ爲取替置送金又ハ電信送金ノ

取組ヲ受ケタルトキ其印鑑署名鑑又ハ暗號ニ照シテ支拂フヘシ

第五條　印章名判電信暗號手形小切手用紙等ヲ盜用セラルヽカ若クハ手形小切手電信送金ノ發行手續ニ不正アルカ又ハ他ノ事故ニ因リ支拂ノ差止ヲ要スルモノアルトキハ速ニ其旨ヲ一方ノ銀行ヘ通知スベシ其通知ノ到着以前ニ支拂ヒタルモノハ支拂銀行其責ニ任セズ電信送金ノ支拂ニ付テハ支拂銀行ニ於テ相當ノ注意ヲ加ヘ受取人ノ本人ナルコトヲ確メタル上支拂フベシト雖モ電信送達紙ヲ持參シタルモノヘ支拂ヒタルトキハ後日何等ノ故障ヲ生スルモ支拂銀行ニ責任ナキモノトス

第六條　此約定ニ依リ貸越テナス高ハ雙方共第一條預ケ金ノ外左ノ金額ヲ以テ極度トスベシ

但貸方銀行ノ都合ニ依リ豫告シテ貸越ヲ謝絕スルコトヲ得

第七條　貸方銀行ハ前條ノ極度外ト雖モ其都合ニ依リ爲替ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

借方銀行ハ貸方銀行ノ請求次第速ニ其借越金ヲ返金スベシ

第八條　一方ノ銀行ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ第六條ノ貸越金ニ相當スル擔保品ヲ要求スルコトヲ得若シ之ニ應セサルトキハ要求シタル銀行ハ第十一條ノ規定ニ拘ラス直ニ解約スルコトヲ得

第九條　第一條預リ金及第六條貸越金ノ利足ハ雙方協議ノ上其割合ヲ定メ日々差引殘高百圓未滿ヲ除リ)ニ對シテ精算シ毎年兩度(五月十一月)決算ノ上之ヲ爲替勘定ニ付替ソベシ

爲替取引ノ貸借勘定ハ毎月計算書ヲ作リ互ニ送付シテ其承認ヲ經ベシ

本條第一項第二項ノ計算書ヲ發送シタル後一箇月以內ニ異議ヲ受ケサルトキハ承認シタルモノト看做スベシ

第十條　雙方ノ爲替尻互ニ貸越トナリタルトキハ一方ノ都合ニヨリ書狀又ハ電信ヲ以テ通知シテ何時ニテモ振換ヲ爲スコトヲ得ベシ此通知ヲ受ケタルトキハ書狀又ハ電信ノ到着シタル日ヲ以テ振換ヲ爲スベシ此振換ニ對シ手數料ヲ要スル場合ニハ雙方協議ノ上之ヲ定ムベシ

第十一條　此約定ハ一方ノ都合ニヨリ十五日前ノ豫告ヲ以テ解約スルコトヲ得

第十二條　解約ノ場合ニ於テハ雙方ノ貸借勘定ヲ決算シ借方トナリタル銀行ハ直ニ其元利金ヲ返濟スベシ

第十三條　此約定ノ條項ハ雙方ノ協議ヲ以テ何時ニテモ更正增補スルコトヲ得

右條々締結シタル證トシテ此約定書二通ヲ作リ各一通ヲ保有スルモノナリ

年　月　日

株式會社　銀行
頭取　何　㊞

某　㊞

支配人　何

某　㊞

株式會社　銀行
頭取　何　㊞

某　㊞

支配人　何

某　㊞

右の如くにして銀行相互間に爲替取引約定を締結したるときは手形見本印鑑筆蹟を取替し置き今後仕拂の照合に供する之と同時に銀行相互間に利息歩合の約定を締結して置くものである

第七章　爲替

利息約定の理由　爲替取引利息約定書は銀行と銀行とが爲替取引の約定を締結したるとき又は金融市場の情況によりて利息割合を變更するときに取換す所のものである銀行相互間に爲替取引の利息を約定する故は元來利子割合は地方によりて異なり又預け方と貸方とによりて異なるものである又計算上に於ても相互間に利子割合不明であれば利息の計算を爲すことが出來ぬ故に豫め相互間に約定して置くのである其雛形は左に之を示す

印紙

爲替取引利息約定書

明治　年　月　日貴銀行ト當銀行トノ相互間ニ締結致候爲替取引約定書第　條ノ利息ハ左之通リ相定メ候

預金百圓ニ付日歩金

貸越百圓ニ付日歩金

右利息約定書如件

明治　年　月　日

株式會社　銀行
頭取　何　某　印
支配人　何　某　印

株式會社　銀行
頭取　何　某　印
支配人　何　某　印

第二一　送金爲替

送金爲替には曩に述べたる如く手形を以てすると電信を以てするとの別がある手形は所謂爲替手形である從來之を稱して送金手形と名けて居つたけれども商法施行後は手形法に送金手形なる名稱の存在なく終に爲替手形と稱することゝなつたのである

一　送金依頼紙　は送金を爲さんとするものが之に受取人支拂地金額等を書して現金と共に銀行へ差出すものである銀行は之を傳票として記帳材料に供す

る今其書式を示せば

送金依頼紙

明治　年　月　日

株式會社　銀行

左記金額受取人へ電信送金御取組願上候就テハ支拂銀行ノ望ニヨリ受取人ハ保證人相立可申候萬一之ニ應セザルトキハ御迷惑無之トモ異議無之候亦電信錯誤ヨリ生ズル損害ハ貴行ヘ御迷惑相掛間敷候也

送金ノ種類又ハ電信	金額	送金地名	受取人	住所	番號	仕拂銀行	摘要
並爲替又ハ電信送金	金百圓也	神戸市	金野入平	東京日本橋區濱町二丁目	爲替金額	株式會社臺灣銀行神戸支店	
					爲替料		
					合計		
					爲替係及係印紙出證	此印紙ハ取扱者押印ノ傳票	

二　送金手形　は甲地より乙地に向て送金を目的として發行する所の爲替手形である故に往時にありては之を送金手形と稱して居つたけれども商法施行後は爲替手形と名稱することゝなつた從て其法律行爲は都て商法に據らなければならぬ去れど銀行の勘定科目は矢張送金手形として整理するのである

爲替手形には左の重要なる事項を記載することを要する

第四百四十五條　爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス（商法）

一　其爲替手形タルコトヲ示スベキ文字

二　一定ノ金額

三　支拂人ノ氏名又ハ商號

四　受取人ノ氏名又ハ商號

五　單純ナル支拂ノ委託

六　振出ヲ年月日

七　一定ノ滿期日

八　支拂地

今左に送金手形たる爲替手形の雛形を示せば

Y1234567890……へ爲替手形金額ヲ復記ノ爲打抜クモノナリ

第　　號
一金百圓也　印主任爲替者印　印取扱手形者印
右金額金野入平殿又は此手形持參人へ御支拂可被下候也
明治　年　月　日
株式會社臺灣銀行　支配人　某　印　（支配人印）
支拂地神戸市
株式會社臺灣銀行神戸支店
御中

爲替手形は金額參拾圓未滿のものは持參人拂となすことが出來ない

第四百四十九條　爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限リ之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得(商法)

即ち三十圓以上のものに限り無記名式即ち持參人拂と爲すことを得るのである元來手形には(一)記名ち(二)指圖式及(三)無記名式との三種ある記名式とは債權者の確定せるものである即ち何某殿又は何會社と記し支拂を受くる人が確定せるを謂ひ無記名式とは債權者確定しない唯所持人拂(持參人拂)のものであつて債權者又は其指圖人に支拂ふの要がない假令ば小切手の如きものである指圖式の手形とは指圖債權證書であつて債權者の確否の點より謂へば記名式の如く截然たることはない去れど無記名式の如く所持人拂即ち持參人拂のものでない故に手形に

何某殿又は其指圖人に云々

と記載するものである

讓渡の方法に就ては共に異なつて居る指圖式にありては債權者即ち手形所持

人が手形に譲渡の旨を記載して(之を裏書と云ふ)譲渡すのである然るに無記名式にありては單に交付のみに依りて譲渡し得るのである、記名式にありては民法第四百六十七條に規定せるが如く譲渡人が譲渡の旨を債務者に通知するか又は債務者が之を承諾するに非ざれば完全なる譲渡は出來ぬ唯手形にありては商法第四百五十五條により例外として記名式のものにても恰も指圖式の如く裏書をなして譲渡すのである(商法)

第四百五十五條　爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁ズル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラズ

約束手形にありても本條を適用せらるゝのである

送金爲替手形を他支店銀行より振向けられ之を支拂ふときは手形の用紙印鑑筆蹟が豫て取替し置きあるものに照合し及び金額の訂正錯誤等なきや否やを考察し先方銀行よりの案内狀に照し支拂ふものである併し爰に注意を要するは遠隔せる地方にありては往々案内狀の未着する場合がある斯る場合にありては印鑑筆蹟及用紙等寸分の相違なければ支配人の意見を聽き支拂つて差支ないのである

手形を支拂ふときは左の意味の裏書をなさしむる

表書之金額正ニ受領候也

年　月　日

住所

氏名　㊞

三　電信送金　は商業其他の事情に依りて受取人をして速に受領せしむる爲め電信にて送金するものである故に電信送金の依頼あれば速に宛名銀行へ案内電信を發すべきものである又依頼人に於ても別に其旨を受取人に打電するものである

送金手形にありては送金の受領證を依頼人に交付するの必要なく單に送金手形を渡せば宜しいけれども電信送金にありては領收證を依頼人に交付する今左に之を示せば

第　號

證

一金	㊞…主任者印　圓也　㊞…取扱者印

但電信送金

送金渡シ銀行	大阪市株式會社　銀行
手數料並電信料	金
受取人	

右金額左ノ條項御承諾之上正ニ領收候也

一此送金額受取人ハ電信送達紙ヲ仕拂銀行ニ呈示シテ受取ルヘシ支拂銀行ハ本人タルト又ハ代理人タルトヲ問ハズ都テ電信送達紙ヲ持參スルモノヲ以テ受取人ト看做ス代理人ノ場合ハ委任狀ヲ添付スヘシ

一支拂銀行ニテ拂渡濟ノ上ハ本證ハ無效トス

一依賴人ハ受取人ニ電信送金ヲ受領スベキ樣打電スベシ此場合ハ支拂銀行名及金額ヲ判明シ易キ樣電報賴信紙ニ記載スルモノトス電信ノ錯誤ヨリ生ジタル遲延其他ノ損害ハ銀行其責任ゼズ

一電信送金ヲ取消ストキハ速ニ當店ヘ申出ヅベシ取消ノ費用ハ依賴人ノ負擔トス取消シタルトキハ本證書裏面ニ受領ノ旨ヲ記名調印ノ上差出スベシ

年　月　日

株式會社　銀行
支配人　何　某㊞

殿

電信送金仕拂のときは夫々暗號にて譯し置き受取人に於て電報送達紙を持參し來れば領收證書に記名調印せしめ周到綿密なる調査の上本人に相違なきや

否やを確めたる上支拂ふものである其領收證の雛形を示せば

電信送金受領證

一金　圓也

但何地何某ヨリ電信送金ノ分

右正ニ受領候萬一電信相違之節ハ此證引換ニ右金額速ニ返却可致候也

年　月　日

住所
受取人　姓　名　㊞

住所
保證人　姓　名　㊞

株式會社　銀行
御中

電信送金は其仕拂の照合單純なるを以て從來往々にして詐僞に罹るものがある故に其取扱に就ては隨分銀行が苦心する所である何となれば記名式のものである故本人に渡さねばならぬ義務があるけれども其本人なるや否やを確むるは頗る至難の業である受取人が既に支拂銀行と取引せるものにありては確實なるものであるから保證人を要しない去れども旅行者とか又は新に商工業を營みたるもの銀行と取引なきものにして電信爲替を受領するものは珍しくない此場合に於て本人であるや否やを深く誰何するは受領者に於て實に不快の感を起し從て銀行者の不親切を世人に云々する是日新月歩の商業界に於ける信用を重んずる銀行の本分とも云へぬ去ればとて等閑に附するは却て信用制度を害するの因を來すことゝなる故に支拂の際受取人の人品應對の模樣を察知し受領印影が如何にも本人に於て從來使用せる形式か見へること等を考察し是に旅人宿の主人とか又は其他銀行か信用せる保證人あれば支拂ふべしである唯是等の注意を等閑に附すると後日嗤臍の嘆を生ずる

四　送金案內狀　は依賴人に於て手形又は電信送金の何れなるを問はず仕拂銀

行へ案内として速に發送すべしである仕拂銀行は之によりて仕拂送金手形記入帳に記帳する今其雛形を示せば

送金手形案内状

明治　年　月　日　　株式會社　銀行　㊞…支配人印

本手形取組候ニ付受取人ニ於テ受領方申出候節ハ御支拂相成度候也

年月日	爲替種類	番號	受取人	金額	備考
1 4	並爲替（至急電信送金）	1/1	小倉支吉	1,000,000	㊞……
〃 〃			田中熊之助	1,000,000	㊞……此印ハ送金手形ニ記入セル印ト對照スベシ

電信送金の分は「再報」と記せる印を押捺して錯誤を除く用に供する

電信送金にありては電信を以て先方銀行たる他支店に案内通知を發するものである其案内通知は電信暗號を使用する此暗號は豫て銀行相互間に取替せ置き之を用ゆる即ち暗號は回號金額等詳細判明し易き樣調製し置くものである又或銀行にては複記即ち電信本文金額を更に暗號にて調製し並用して居るものがある

五　記帳　は日記帳には送金の入金あるや送金手形なる勘定科目を設け借方に記入し支拂のときは仕拂送金手形なる勘定科目を設け其貸方に記入する支拂銀行より仕拂の通知を受けたるときは日記帳の振換勘定の貸方に送金手形なる勘定科目を起し振換勘定に記載する總勘定元帳には先方銀行名の勘定科目を起し振換勘定に記目の口座を起し日記帳に於ける送金手形仕拂送金手形及他支店勘定科ありたけれども今記入帳の式を示し以て其記帳方を示さんと思ふ

(イ)　送金手形記入帳　を示せば左の通りである

送金手形記入帳

銀行

番號	依頼人	受取人	期限	金額	打歩割合	爲替打歩	仕拂月日	備考
1	山口清一	小倉文吉	參着	1,000.00	0.050	0.50		㊞……外=電信料一圓
1/1	山根磐	田中熊之助		1,000.00	0.150	2.50		印内ヲ扱此ス狀送者ニハ金ト割案於取

明治5年6月10日

(ロ) 仕拂送金手形記入帳 は左の通りである

仕拂送金手形記入帳

銀行

手形番號	依頼人	受取人	期限	金額	拂月日	電信符號	備考
1	山口清一	小倉文吉	參着	1,000.00	5/13	1	㊞…此印ハ取扱者ニ於テ受拂報告書ト對印ス

明治5年5月12日

第三 代金取立

代金取立とは手形又は證書類を銀行に託し銀行をして債權者に代りて代金を取立てしむる方法である故に爲替手形たると約束手形たると果た又は證書或は受領書たるとを問はないけれども多くは手形を以てする故爰には證書類を以てする場合を省略する代金取立に(一)當所と(二)他所の二別がある

一 他所代金取立手形 は右の手形又は證書類を銀行に委付し委託を受けたる銀行は支拂地の異なりたる他店又は支店をして債務者より代金を受取らしむるものである

代金取立のことに就き敘述する前に爰に記載し置く必要のものがある即ち手形其物の形式を知るの必要である故に左に之を示すこと、する而して爲替手形は他人をして支拂はしめ約束手形は振出人自ら支拂を約するものである

京阪神銀行

第　號

爲替手形

支拂期日　明治　年　月　日

支拂地……

支拂場所……

一金

右金額　殿又ハ其指圖人ヘ此手形引換ニ御支拂相成度候也

明治　年　月　日

住所

何某㊞

此手形所持人ニ對シ拒絶證書作成ノ義務

（支拂地ハ先方銀行市町村ヲ記ス）

（此支拂場所ハ先方銀行名ヲ記入セシム）

集會所選定

ヲ免除ス　㊞……

住所

殿

明治　年　月　日

住所

姓名㊞

引受

番號	支拂地	金額	支拂人	摘要

注意

○支拂場所ハ振出人又ハ支拂人ニ於テ記載スルコトヲ得

○振出人ガ拒絶證書作成ヲ免除セントスルトキ振出月日ノ下ニ其旨記載スベシ

○支拂地ガ支拂人ノ住所地ト異ナル場合ニ於テ支拂擔當者ヲ定メタルトキハ支拂擔當者某ト記載スベシ

振出　明治　年　月　日

受取人

支拂期日　明治　年　月　日

（此印ハ爲替手形振出人ニ於テ押印ス）

京阪神銀行集會所撰

第　號

約束手形

一金

支拂期日　明治　年　月　日

支拂地

支拂場所

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヘ此手形引換ニ支拂可申候也

明治　年　月　日

振出地

住所

備考　約束手形ニ於テモ拒絶證書作成ノ義務ヲ免除スル㊞ト記サシムルハ差支ナキノミナラス便利ナリ

定

殿

何　某㊞

注意

○振出地カ支拂場所ノ所在地ト同一ナルトキハ支拂地ノ記入ヲ要セズ

○支拂地ガ振出人ノ住所地ト異ナル場合ニ於テ支拂擔當者ヲ定メタルトキハ支拂擔當者某ト記載スベシ

番號		支拂場所	
日	振出 明治　年　月　日	金額	
	支拂期日 明治　年　月　日	摘要	

爲替手形及び約束手形の雛形は右の通りであるが手形には商法によりて夫々重要なる事項を記載することを要する其重要なる記載事項を看るに左の通りである即ち

(イ) 爲替手形

第四百四十五條　爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

一　其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
二　一定ノ金額
三　支拂人ノ氏名又ハ商號
四　受取人ノ氏名又ハ商號
五　單純ナル支拂ノ委託
六　振出ノ年月日
七　一定ノ滿期日
八　支拂地

(ロ) 約束手形

第五百二十五條　約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

一　其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
二　一定ノ金額
三　受取人ノ氏名又ハ商號
四　單純ナル支拂ノ委託
五　振出ノ年月日
六　一定ノ滿期日
七　振出地

右の如く重要なる事項を記載したる手形を持參して依頼し來れば手形を受領して代金取立の手續をなすべしである代金取立には單に手形及び證書類のみを以て依頼するものもあるけれども多くは船荷證券及荷物受取證等の證券を附帶するものにありては代金取立手形送達紙に其種類枚

數を記載するは勿論の事なれども尚手形表面下部に左の如く記載し置けば受取方を依頼されたる銀行にありては見出上に頗る便利である即ち

券	枚
證帶附	是ハ印板ヲナシテ記入ニ便ナラシムベシ
何	

斯くて華主より手形取立の依頼あるや甲銀行は預證を渡し手形の裏面に左の如く裏書を爲し他店へ送付するものである

手形裏書書

表書ノ金額取立委任株式會社　銀行殿又ハ其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

明治　年　月　日

住所　株式會社何銀行支配人

何某　㊞

右の如く書するのであるけれども又は（目的又は附記）の下に取立委任と書するも差支ない其附記の必要なることは商法に規定してある（第四百六十三條「所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ質入ヲ爲シ又ハ其取立ヲ委任ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス前項ノ場合ニ於テ被裏書人ハ同一ノ目的ヲ以テ更ニ裏書ヲ爲スコトヲ得」）

二　代金取立手形預書　は華主より代金取立の依頼あるとき本預り證を渡し置き先方銀行より取立濟の通知に接するときは本證書を徴して取立たる金額を交付するものである即ち

第　號	
印紙	代金取立手形預書
一手形金　圓壹通	
一支拂人　殿	

一取立地名

一取立手數料

右正ニ預リ申候取立濟ノ上ハ本書引換ニ現金支拂可致候也

明治　年　月　日

株式會社　銀行

殿

備考　本證ハ紛失セサル樣注意シテ保存スヘシ

代金取立事務は取引先により頗る頻繁のものがある斯る取引先に對しては一々右の預證を調製するは手數なるが故に其頻繁に取引せらるゝや否やを確め頻繁に取引する華主なるときは左の如き帳簿を調製して渡し置き取引する度毎に記帳するものである

代金取立手形預帳

年月日	摘要	支拂地	金額	預リ 受取 印	備考

注意　代金取立手形依頼人に於て現金を受領したるときは證印の内受取の欄に現金受領の證として押印せしむるものである同時に預り證印を銀行に於て消印する斯の如くに取扱ふときは預證を一々調製するの手數と時間と共に印紙稅を減ずる利益がある尤も本冊の始めには相當の印紙を貼用するものである

三　送達狀　は代金取立の爲め手形を先方銀行へ發送するとき手形に添付して取立方を依頼するものである單に代金取立手形のみならず荷爲替手形割引手形等都て是等手形の他支店に關係するものは送達狀を添付して送付する又其手形には欄外に左の如き印を押し夫に番號を附する斯くの如く取扱ふは荷爲

替手形にても同樣である今西部銀行集會所に於て決定したる諸手形送達狀を示せば

印押外欄形手…

諸手形送達狀

明治　年　月　日　何々銀行

種類	番號	摘要	支拂人	期日	金額	附屬書類	備考（記號其他）
（荷爲替手形）		（取立依頼）					
（代手）							
（割手）		（超過爲替入戻）					
（小切手）							

想ふに斯の如く端書となし何は手形の領收書たる諸手形到着報告書は右雛形の左方にても右方にても差閊へなきから端書樣式の同一雛形のものを作成し切取に便する樣其中央は打拔となし置くが便利である

代金取立手形取扱方に就き參考の爲め明治三十六年二月五日東京交換所組合銀行定式總會にて修正可決したる決議要領を示せば左の通りである

一代金取立手形ハ可成東京交換所ニ於テ撰定シタル樣式ノ爲替手形ヲ使用スヘシ若此手形ヲ使用セスシテ不完全ナル手形又ハ受取書等ヲ以テスルモノハ之ヲ謝絶スルコトアルヘシ

二爲替手形ノ支拂引受ハ手形到着シタルトキ直ニ之ヲ請求シ且ツ其引受ニハ可成仕拂銀行ヲ明記スヘシ

引受ヲ拒絶シタル手形ハ其期日ヲ待ヲ本人自宅ニ取付ケ萬一支拂ハサルトキハ直ニ依頼元ヘ返却スヘシ

但荷物附帶ノ手形ハ此限ニアラス

三代金取立手數料ハ金高ノ多寡ニ拘ラス一枚ニ付金二十錢ト定メ委託銀行ヨリ受託銀行ニ支拂フヘシ

右ハ本年三月一日ヨリ實施スヘキコト

取引先ヘ照會案

拜啓貴行益御盛昌奉賀候陳ハ代金取立手形取扱ノ義ハ從來區々ニ相成居隨テ不完全ノ點モ多々有之候處今般東京交換所組合銀行ノ協議ニ依リ調査ノ上別紙之通決議相成候就テハ弊行ニ於テモ來ル三月一日ヨリ右決議ノ通實施可致候ニ付貴行ニ於テモ御同意被下右ノ振合ニ準シ御取扱相成候樣仕度此段御照會申上候也

明治三十六年二月

銀行御中

四　記帳　を爲すには當所代金取立手形記入帳と他所代金取立手形記入帳とを調製し之に記入するのである即ち當方より仕向けたるものは他所代金取立手形記入帳に記載する尤も同一市内に於ける取立のものにありては自行の手形又は他支店たるを問はず當所代金取立手形記入帳に記入するものである今其帳簿の式を示せば

當所代金取立手形記入帳

何　銀　行

年月日	番號	手形種類	依頼人	振出人	支拂人	裏書人	支拂場所	手形番號	手形日附	期日	金額	備考

他所代金取立手形記入帳

何　銀　行

年月日	番號	手形種類	依頼人	振出人	支拂人	裏書人	支拂場所	手形番號	手形日附	期日	金額	手數料	備考

第四　荷爲替手形

荷爲替手形とは流通證券として荷爲替手形其者の名目を以て發行せらるゝものに非ずして銀行に於て荷物を擔保として先方銀行に取立を委託する所の爲替手形の別稱である即ち銀行が便宜上此名稱を附する所以のものである換言すれば銀行の勘定科目である只代金取立手形と異なる所は代金取立手形は單に手形を以て取立の依頼あれば依頼に應じ先方銀行に取立方を委託するものであつて資金の貸出をするものでないけれども荷爲替手形にありては船荷證券又は荷物受取證に記する所の荷物を擔保とし荷物價額の七掛又は八掛として手形に其金額を記載せしめ割引貸出を爲し之が取立を依頼する手形である或は信用あるものにありては擔保總額を爲替手形金額となし貸出を爲すものである之を稱して全爲替と謂ふ故に荷爲替手形なるものは擔保物件の存在する手形である

荷爲替手形とは全く爲替手形なれば商法の手形法によりて發行せらるゝ其形式及び重要なる事項記載方は曩の代金取立手形の項と割引手形の條とに於て記載叙述しあれば茲に之を略する

荷爲替手形は貨物を擔保として銀行が貸出を爲すものである故に爲替手形上に重要なる事項が記載しあるや否やを確めねばならぬ若し不幸にして不渡となり返戻し來りたるとき其手形に重要なる記載事項欠缺せる爲め(或條件の存せざれば)終に無効となることがある斯の如くなれば取扱方粗漏の爲め終に銀行をして損失を蒙らしむることとなる豈に注意する所莫かる可けんやである

荷爲替手形は斯の如くにして純理より謂へば爲替附帶の貨物を擔保として貸出すものである故に若し先方銀行に到着し荷受主に於て荷受を爲さず不渡等の不幸生するときは銀行は擔保物を賣却して其貸金に充當せねばならぬ若し又荷送主と荷受主と合同して不正の荷物を運送會社に託し都合能く荷物引換證を得銀行に手形と共に持參し來り銀行は其書式及び手續上に於て缺くる所なければ之を信用して貸出を爲したるに終に不渡となり來り手形と共に舞戻り荷出主に其事情を通知すれば荷出主は破產の宣告を受け居り如何とも爲すべからざる境遇に際會せざるなきにしも限らぬ況や其荷物を一々種類數量價格等を調査評價するに於ては銀行の繁忙なる事務に層一層繁忙を來し之が爲めに忙殺せらるゝ患

ある斯の如きは到底爲し得べからざることにして荷物を信用すると同時に對人信用を專とせねばならぬ故に銀行は斯る不幸を豫防する爲め豫め其取引者の信用を調査し置き此人なれば差閊なしと見定めたる上爲替手形副證書なるものを呈出せしめ取引を開始する

信用調査とは其人の性行、性質、商取引の模樣、不動產動產又は債權の所有額、所得額納稅額一ヶ年に於ける家事經濟の模樣等詳細に調査するものである之を調査するには商業興信所とか信用興信所とかに依頼するのみならず自行に於て進で調査すべしである即ち冷靜なる頭腦と周到綿密なる觀察力とを以て本人の信用を害せざる樣取調ぶるのである斯の如く信用を調査し置き取引の依頼に應じたるときは爲替手形に爲替手形副證書を差出さしむるのである

一　爲替手形副證書　は荷爲替手形に添へて銀行に荷爲替貸出を依頼する重要なる書類もある即ち

印紙

爲替手形副證書

積　入
貨物引換證　　通
保險付

右ハ明治　年　月　日拙者ヨリ　宛テタル第　號爲替手形ノ支拂ノ擔保トシテ差入候ニ付左ノ件々勘定仕候

第一　右手形裏書讓渡ノ節ハ前記ノ貨物引換證ヲ裏書讓受人ヘ又滿期日ニ至リ爲替金支拂濟ノ上ノ支拂人ヘ御渡シ可被下候

第二　擔保品ノ運賃倉敷料諸掛手數料其他運送保管ニ關スル總テノ費用ハ右手形ノ支拂人ヨリ御取立可被下候若シ支拂人ニ於テ支拂ハサルトキハ擔保差入人ニ於テ速ニ支拂可申候

但貨物到着地ニ於テ火災保險料ヲ要スルトキハ本文ニ準シ候

第三　右手形ノ支拂人其引受若クハ支拂ヲ拒ミタルトキ又ハ滿期日前ニ支拂停止若クハ破產又ハ家資分散ヲ爲シタルトキハ貴行又ハ貴行ノ指圖人ハ御勝手ニ前記ノ擔保品ヲ御賣却被成其代金ヲ以テ爲替金額延滯利息實却諸費用其他擔保差

第七章　爲替

入ノ負擔スベキ費用ヲ御引去リ可被下候若シ不足相立候ハヽ擔保差入人ニ於テ速ニ支拂可申候

第四　第三項ニ定メタル擔保品賣却ヲ實行スルニ當リ其價格時機及方法等ハ貴店又ハ其指圖人ノ御取計ニ一任スルヲ以テ之ニ關シテ讓メ擔保差入人ニ通知シ又ハ其承諾ヲ求ムルコトヲ要セズ候若シ賣却ノ都合ニ依リ擔保品元積出地ヘ御送戻相成共不苦候然ルトキハ送戻ノ諸費用モ亦擔保品差入人ニ於テ負擔可致候

第五　擔保品ヲ手形支拂人ニ引渡スマデハ之ニ關スル一切ノ危險ヲ擔保差入人ニ於テ負擔可致候就テハ水火盜難其他ノ原因ニ依リ擔保品ヲ喪失損傷シ又ハ市價下落其他ノ原因ニ依リ擔保ノ不足相生シ候トモ右手形ヨリ生スル擔保差入人ノ義務ハ悉皆履行可致ニ付キ貴行又ハ貴行ノ指圖人ヨリ御請求次第入金若クハ增擔保品差入可申候

第六　右手形ノ支拂人滿期日ニ至リ支拂ノ猶豫ヲ貴行又ハ貴行ノ指圖人ヘ願出候節ハ假宜御承諾被成下候共不若候後日右猶豫ヲ理由トシ擔保差入人ノ負擔スル償還義務ヲ履行スルニ付聊カ故障申候間敷候

第七　右手形金ノ支拂延滯致候節ハ事故ノ如何ニ關ラス支拂入又ハ拂者ヨリ元金百圓ニ付一日金　錢　厘ノ割合ヲ以テ貴行又ハ貴行ノ差圖人ヘ利足及損害金トシテ支拂可申候

第八　爲替手形郵送等ノ際紛失又ハ毀損致候節ハ御通知次第此副證書ニ依リ爲替金拂込等相當ノ手續相運可申候

第九　前記各項ノ義務ハ保證人ニ於テ擔保差入人ト連帶責任ヲ以テ履行可致候

右爲後日爲替手形副證書仍テ如件

年　月　日

擔保品差入人　住所

保證人　住所

株式會社　銀行　御中

二　船荷證券及荷物引換證

第六百三十條　船荷證券

船荷證券は運送會社にて發行する有價證券であつて荷物引換證は運送品の船積後遲滯なく一通又は數通の船荷證券を交付すべきものである船長事故あるときは船長に代りて之を發行する者をきめることを得即ち商法に

第六百三十一條　船長以外の者に代りて船荷證券を交付する場合

船長又は運送品の請求者は荷送人の請求に因り運送品の船積後遲滯なく一通又は數通の船荷證券を交付スルコトヲ要ス

第六百三十二條　船荷證券の記載事項

船荷證券には左の事項を記載し船長又は船長以外の者に代りて船荷證券を交付スルコトヲ得

第七章　爲替

船荷證券の書式に就ては爰に之を略するも重要なる記載事項を示すこととする而して船荷證券は記名式でなくして持參人拂のものである即ち商法第六百二十二條船荷證券ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ル者署名スルコトヲ要ス

一　船舶ノ名稱及ヒ國籍
二　船長カ船荷證券ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名
三　運送品ノ種類、重量若タハ容積及ヒ其荷造ノ種類、箇數並ニ記號
四　傭船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商號
五　荷受人ノ氏名又ハ商號又ハ所持人ニ運送品ヲ引渡スヘキコト
六　船積港
七　陸揚港但發船後傭船者又ハ荷送人ノ陸揚港ヲ指定スヘキトキハ其之ヲ指定スヘキ港
八　運送賃
九　數通ノ船荷證券ヲ作ルトキハ其員數
十　船荷證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

荷物引換證は商法第三百三十三條に依り運送人が荷送人の請求に因り作成交付する所のものである同條に於ける重要なる記載事項を列擧すれば左の通りである

一　貨物引換證には運送人之に署名すること
二　運送品の種類重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號
三　到達地
四　荷受人の氏名又は商號
五　荷送人の氏名又は商號
六　運送賃
七　貨物引換證の作成地及び其作成の年月日

斯の如くにして手形に船荷證券を添へ尚手形副證書を添へて銀行に申込ましむる去れども航海は波浪荒み又は海嘯等の起るありて何時荷物の損害を蒙らざる無きにしも非ずである一旦貨物を擔保となして取引したるときは他の事

情即ち條件が存在することなければ全く對物信用である故に風波海嘯衝突等の爲め荷物沈沒することあれば銀行は爲めに一大損害を蒙むる縱令手形副證書の存するありて其損害を荷出主に追求することを得ればとて荷出主は之が爲めに損害を受け居るものであるに其損害にして度數屢々重なり又は其價額にして多額のものなれば其損害の程度甚大にして終には信用制度を攪亂するに至る故に是等の損害を避けん爲め荷物は海上保險會社の保險證券を附せしむる必要なることである語を換ふれば保險を附しある貨物に限り荷爲替手形の取組を承諾するのである

是等萬端手續を了せば手形に送達狀を附し先方銀行へ發送するのである代金取立手形に於ても同一である其書式に至りては各銀行に依りて異なれりと雖も要するに手形種類荷受人金額等を記し且附帶船荷證券の枚數をも附記し加ふるに取立依賴の文面を以てするのである又其手形の先方へ到着せしや否や及を確むる爲め先方銀行より領收證を徵求することは必要なることである去れば送達狀及其領收證は私製端書となし置き中斷より切り取り發送銀行へ送付する樣に作成せば頗る便利である(代金取立手形の條項に雛形を示す)

三　依賴銀行の記帳　荷爲替手形を以て割引貸出を爲すや日記帳の貸方に荷爲替手形なる勘定科目を以て其金額を記し利息は利益金と稱する勘定科目を以て割引料何某として借方に記載する總勘定元帳は右の科目を口座となし日記帳の反對に記帳するものである

右は貸出の場合に於ける記帳方であるが取立を依賴したる銀行より取立濟の通知來りたるときは如何と謂ふに日記帳の借方振換の部に荷爲替手形なる勘定科目にて其金額を記入し貸方には他支店勘定科目を設け振換勘定に記入する總勘定元帳には日記帳の反對に是等勘定科目の口座に記載するのである

(イ)　荷爲替手形記入帳　は依賴人より取組あるや該帳簿に詳細に其事項を記載する其書式は左の通りである

明治年	番號	元帳丁數	依頼人 姓名	依頼人 所住	元帳丁數	拂支人 姓名	拂支人 所住
4 15	1	1	田所一正	芝區高輪	2	田中晃輔	臺北府前街

此番號ハ手形ニ銀行ニテ附スル所ノモノナリ

荷爲替手形記入帳

明治年	番號	元帳丁數	依頼人 姓名	依頼人 住所	元帳丁數	支拂人 姓名	支拂人 住所	手形附日	支拂日	金額	割引料 歩合	割引料 日數	割引料 金額	貨物 種類	貨物 數量	貨物 價格	保險 社名	保險 金額	運送	取立 取立日	取立 振替記帳日	取立 延滯利息 歩合	取立 延滯利息 日數	取立 延滯利息 金額	手形發送日	備考
4 15	1	1	田所一正	芝區高輪	2	田中晃輔	臺北府前街	4 13	4 30	1.000 00	020	16	3 20	米穀	900石	14 00	日本海上保險	1.260 00	大阪商船會社	4 30	4 30				4 15	㊞

此番號ハ手形ニ銀行ニテ附スル所ノモノナリ

此印ハ手形送達狀ト割印スルヲ便トス

(ロ) 荷爲替手形元帳は其書式左の如し

荷爲替手形元帳

田所一正

明治年	仕向地	番號 貸出	番號 返金	支拂日	摘要	借方	貸方	殘額
4 15	臺北	4		4 30	田中晃輔	1.000 00		1.000 00

備考 依頼アリテ貸出シタルトキハ借方ヘ記シ他支店ヨリ入金ノ通知アリタルトキハ貸方ヘ記ス

四 被託銀行の取扱方法 以上叙する所は荷爲替手形の取組の場合である之に反して他店又は支店より荷爲替手形を送付し來りて取立の依頼あるときは如何なる取扱を爲すべきものであるかと云ふに期日帳と稱する帳簿を設けて之に記入する元來期日帳は荷爲替手形のみならず代金取立手形自行の割引手形貸

付金其他預金等期日の存するものは網羅して之に記入し置き期日の到着を見るに便する帳簿である又一方には取立荷爲替手形記入帳を調製し之に記帳するものである即ち

(イ) 取立荷爲替手形記入帳は右の如く他支店銀行より取立の依頼あるや之に起帳し置き收支を明にするのである即ち

大阪臺灣銀行

期日	支拂場所	振出人	荷受主 住所	荷受主 姓名	番號	明治年	
31	街宮媽	三吉商店	澎湖島媽宮街	池田久	2	19	2
4	ク	田村芳	ク	中山榮	3	27	

此番號ハ荷爲替手形割引手形及代金取立手形ノ番號ヲ記ス

諸取立手形記入帳

大阪臺灣銀行

明治年	番號	荷受主 姓名	荷受主 住所	振出人	支拂場所	支拂期日	手形番號	手形日附	擔保品 證書	擔保品 品名	擔保品 金額	荷爲替手形	割引手形	代金取立手形	合計	受取日	報告日	報告番號	備考
2 19	2	池田久	澎湖島媽宮街	三吉商店	媽宮街	3 15	10	2 18	船荷證券 5枚 海上保險 1枚	④ 印貨 50個	1.700 00	1.000 000			1.000 000	3 15	3 15	5	㊞…此處取扱者ニ於テ報告表ト割印ヲ捺ス
27	3	中山榮	ク	田村芳	ク	4 1	5	2 25						500 000	1.500 000				

此番號ハ荷爲替手形割引手形及代金取立手形ノ番號ヲ記ス

(ロ)　爲替手形引受の呈示　荷爲替手形到着するや引受けの爲めに呈示をなさねばならぬ單に荷爲替手形のみならず代金取立手形又は割引手形にても其に此呈示を要する商法

第四百六十五條　所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得

之に依りて手形の所持人は呈示期間中なれば何時にても爲替手形を呈示して引受けを求むることを得る此引受は支拂人が手形金額の支拂を承諾したるものてある呈示期間とは商法第四百六十六條に示したる如く一覽後定期拂の爲替手形の所持人は其日附より一年内に支拂人に呈示して引受を求むることを要する尤も振出人の都合に依り之より短かき期間を定むることを得るのである仮令ば一覽後二日とか又は三日とか定むることが出來る

引受は口頭の引受は勿論補箋又は書面を以て引受を爲すことは出來ぬ者し斯る引受を爲したるに甘んせば無効である手形には必ず其手形に引受の旨を記し署名することを要する即ち商法

第四百六十八條　引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

とある

署名のことに就き茲に少しく述べて置きたいことがある署名とは名判又は記名ではない自ら其名を署することである即ち自署である然れども商人間に於て尚無學の者無きにしも非ずである又多忙の爲め外出して居らない時がある果して斯る場合には自署せしむることは頗る難問題である不在者の如きは到底署名することは出來ぬ之に因りてか明治三十三年二月二十四日法律第十七號を以て署名に代ふるに記名捺印を以てすることゝなつた

歐米人は古來の習慣として自署である不在の時は相當の責任者がある故に斯る處はないけれども我邦に於て歐米人は如何にせしむべきやは多少心得ねばならぬ勿論商法にて規定せられある以上は此條項に據るべきものである

けれども明治三十二年法律第五十號を以て明に公布せられあれば參考の爲め左に掲ぐることゝする即

第一條　法令ノ規定ニ依リ署名捺印スヘキ場合ニ於テハ外國人ハ署名ス

ルヲ以テ足ル

捺印ノ代ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ外國人ハ署名ヲ以テ捺印ニ代フルコトヲ得

此法律は外國人署名の場合に於ける規定にして如何なる場合にも適用せらるゝ即ち法律行爲を爲すときは署名のみあれば有效に保護せらるゝものである

(八)　取立濟の記帳法　荷爲替手形にして期日に至れば支拂人より現金を受領するものである現金の入金あるや日記帳其他關係帳簿に記し依賴銀行へは入金濟の報告又は雜勘定報告書を以て附替へるものである茲に一寸注意して置きたいことがある是は代金取立手形の場合にても同一なることである即ち手形金額を拂込むに本人が持參する地方と是非共銀行より出掛けて行き現金を受取る地方とある便利上引受の主旨より謂へば代金取立手形にても荷爲替手形にても引受人より現金を銀行へ持參し來り支拂ひ呉るゝ樣思

はるゝけれども地方により銀行相互間競爭劇しき地方にありては引受人が支拂のためにする來行を待つが如きは直接銀行より掛取人の如く取立人を派せらるゝの便なるに如かない從て商業多忙なる引受人にありては支拂をまてる銀行よりも取立人を派遣しくるゝ銀行を便とし利益とすべく延いて銀行の必要なる當座勘定其他の商取引をなすも漸次此便利を與ふる銀行に赴くことゝなる去れば地方の情況に鑑み事情の許容する限りは得意先に對して便利を與ふるを上策とするのである

手形金額の入金あるや日記帳の借方へ他店又は支店勘定科目を以て記入し延滯利息あるときは同じく其内に包含せしむる即ち他支店の口座勘定を起して記入するものである此場合には現金で入金なれば現金勘定の桁に記入する

入金となるや曩に述べたるが如く其入金濟の報告を依頼銀行に報告するものである今其報告書の書式を示せば

爲替受拂報告書

（一）　明治　年　月　日　何々銀行

科目	番號	摘要	勘定月日	借方	貸方

備考（端書用）

此爲替受拂報告書は單に荷爲替手形のみならず代金取立手形其他一切他支店勘定に屬するもので受拂の勘定あるときは直に先方銀行へ報告するのである

第五　信用狀

信用狀は銀行か華主の信用を保證し隔たりたる地にある所の取引銀行をして仕拂はしむる爲め發行する所のものである信用狀には概して二者に區別すること

を得る旅行信用狀(又は巡回信用狀とも云ふ)と商業信用狀とである前者は旅行者の便に供し後者は商人の便に供する。

歐米各國にては信用狀の發行は隨分旺盛なるものである由なれども我國に於ては實に幼稚なるものである故に商人が荷物を注文し其注文に對し荷物を送荷するには多く荷爲替手形を以てする然るに歐米殊に英國に於ては商業信用狀を利用するのである荷爲替手形を以て荷主が荷物を送付するや荷受主が其荷物を引受け受取る迄は荷送主の責任がある故に安心して荷物を送ることが出來ぬ之に反し信用狀は荷受主が甲銀行の信用を得て荷送主に送付するものである故代金不渡となりて歸り來るの虞はない即ち荷送主は甲銀行の荷受主に置ける信用に因りて送荷するのである故に荷送主は安心して送荷することが出來得る是歐米各國に於て盛んに行はるゝ所だと思ふ然るに我邦に於ては商人間の取引未だ發達せず銀行に對し信用あるものが少ない最も大に信用を置くべき商人は隨分なきにしも非ずであるけれども歐米に比すれば少ない是資金の僅少なると荷送主が動もすれば不正なる取引を爲す故荷主を信用することが薄弱なる故ならんかと思ふ

信用狀の發行を請求するには請求者は現金を託する勿論のことであるけれども商人の如き常に取引銀行に當座預金の殘高多額に存在するもの又は相當の擔保品を提供するときは是によりて信用狀を發行するものである橫濱正金銀行及び東京第百銀行の如きは是を發行して商人の便を計り居る今第百銀行に於て取扱へるものを見るに

信用狀取扱方　(第百銀行の取扱方)

一當行本支店信用狀ニ依リ割引荷爲替ノ取組(商業信用狀)當行本支店宛小切手ノ仕拂旅行信用狀)ヲ請求スルモノアルトキハ信用狀面所載ノ筆蹟印鑑御照査ノ上御取扱可被下候

一信用狀ニ依リ御取扱相成候手形又ハ小切手ハ其表面適宜ノ個所ヘ其信用狀ノ番號ヲ必ス御記入可被下候

一商業信用狀ニ依ル手形ノ割引荷爲替ノ取組ハ貴方口ヲ以テ御帳合相成即日御回送可被下候

一旅行信用狀ニ依ル小切手ノ仕拂ハ弊方口ヲ以テ御帳合相成前項同樣即日御回送可被下候

一御取扱ノ金額ハ年月日ト共ニ信用狀裏面相當ノ欄內ニ必御記入御署名可被下候

一商業信用狀ニ依リ荷爲替御取組ノ場合ニハ一般御取扱ト同樣品質價格等御注意被下且日本郵船會社又ハ其他確實ナル運送營業者ノ引換證付ニテ御取扱可被下候

一取扱金額ニシテ信用狀限度額ニ達シタルトキハ右信用狀ハ所持人ヨリ御受取相成御回送可被下候

一旅行信用狀ノ發行ハ其都度一々御案內不申上候

以上

(一)　旅行信用狀雛形

第　號

旅行信用狀

振出人印鑑
同上筆蹟

一限度額金

一期限　明治　年　月　日ヨリ同　年　月　日迄

右ノ範圍ニテ　殿ヨリ此信用狀呈示ノ上當行宛小切手ヲ以テ金員仕拂ノ御請求有之候節ハ前揭ノ印鑑及筆蹟御照査ノ上無御懸念御仕拂可被下候也

但シ御仕拂年月日及金額ハ裏面相當ノ欄內ニ必ズ御記入可被下候

明治　年　月　日

各取引銀行御中

株式會社　第　百　銀　行

(二)　商業信用狀雛形

第　號

商業信用狀

依頼人印鑑	同上筆蹟

一限度額金
一取引期限　明治　年　月　日ヨリ同　年　月　日迄
一仕拂期限
一仕拂人
右ノ範圍ニテ　殿ヨリ此信用狀呈示ノ上手形ノ割引又ハ荷爲替取組ノ御請求有之候節ハ前揭ノ印鑑及筆蹟御照査ノ上可成低歩ヲ以テ無御懸念御取扱可被下候也

但シ御取扱年月日及金額ハ裏面相當ノ欄内ニ必御記入可被下候

明治　年　月　日

各取引銀行御中

株式會社　第　百　銀　行

右裏面

日附	取組銀行	支店印	取組金額	殘額	限度額
					¥.....

商業信用狀は甲地商人に於て乙地より荷物を取寄せんとするとき此信用狀を乙地商人に送付し乙地商人は此信用狀によりて手形を振出し乙地銀行に賣却する

ものである乙地銀行にては已に爲め銀行相互間に於て銀行印及び支配人の印其他見本等取替せあるを以て取引銀行の振出したるものなりや否やは直ちに判明する而して此手形には荷付のものがある即ち荷付爲替手形は荷物附帶のものであるから其手形と共に船荷證券(又は荷物引換證)及び海上保險證書と共に提供せしむるものである斯の如くにして其手形には信用狀の番號を附し甲地銀行へ送付するのである

第六　他支店勘定

他店及び支店との爲替取引勘定は頗る複雜なるものである銀行相互間に於ては各銀行に於て共に其爲替尻勘定日歩を異にし或は貳錢貳參厘なるあり或は貳錢七八厘より高きものもある日歩の安きは爲替殘高增加するも大なる痛痒を感じないけれども壹厘高きも銀行の損得に大なる關係を及ぼさしむるものである故能く此邊の所を注意し他店日歩の高きものは速かに其勘定の決濟を了すべきである而して是等の勘定を表記し決算するには他店勘定元帳と稱する帳簿を備へ出入あるや一々之に記入するのである又此他店勘定元帳記帳方法は種々あるべけれども今茲には多く銀行間に用ふる所の式を示さんと思ふ

他店勘定元帳は振向けたる勘定及び振向けられたる勘定とも同一の帳簿に記入せずして之を當方勘定と先方勘定との二冊子となし置き當方より振向けたる勘定は當方勘定の帳簿へ記入するのである

他店勘定に屬する勘定は最も愼重なる考と綿密なる注意とを以て諸報告及記帳を爲さねばならぬ何となれば其年月日即ち日附は利子計算上の大基礎となるものである故一日を異にするも相互間不突合を生じ又利息計算に誤謬を生ずる若し其間に錯誤の生ずるあれば其銀行は爲めに信用を損するのである去れば一旦記載したるものも更に改めて之を見るに誤算なきやを精算する等綿密に調査報告すべしである又報告漏れ無きや否やを見る爲め報告書と記入帳とに割印を爲し置き一見報告漏の有無を明晰ならしむる便利に供すべしである

他店勘定元帳

極度額　　　　利率
明治　年　月　日ヨ………　明治　年　月　日　日歩　錢　厘

（當方勘定）　何地　何銀行

年月日	摘要	借方	貸方	借或貸	受渡年月日	差引殘高	日數	積數		利率	利息		備考
								借方	貸方		借方	貸方	

備考　送金手形ノ支拂ノ報告アリタルトキハ貸方ニ記帳シ他所代金取立手形又ハ荷爲替手形ノ入金報告ヲ受ケタルトキハ借方ニ記入ス

他店勘定元帳

極度額　　　　利率
明治　年　月　日ヨ………　明治　年　月　日　日歩　錢　厘

（先方勘定）　何地　何銀行

年月日	摘要	借方	貸方	借或貸	受渡年月日	差引殘高	日數	積數		利率	利息		備考
								借方	貸方		借方	貸方	

備考　支拂送金手形ヲ支拂ヒタルトキハ借方ニ代金取立手形又ハ荷爲替手形ノ入金アリタルトキハ貸方ニ記帳ス

雜勘定報告書　は別紙の通りであつて其日に取引した諸勘定を其日の終に於て支店の分なれば支店勘定元帳により又支店にて本店の分なれば本店勘定元帳

により他店の分なれば他店勘定元帳により記載し日々報告するものである

雜勘定報告書

No.……………　明治　年　月　日　株式會社　銀行

銀行御中

借方　　貸方

摘要	番號	金額	摘要	番號	金額
仕送手	1	1.000 000	荷爲替手形	1	1.000 000
			代手	1	100 000
		1.000 000			1.100 000
本日殘高		100 000	前日殘高		0 000
		1.000 000			1.100 000

雜勘定報告書の借方は仕拂金に方り貸方は入金となりたるものを記入するものである

勘定書　は本支店間に於て起りたる勘定を十日目又は一週間毎に記載して報告するものである

銀行御中　　株式會社　銀行

第　勘定書

借方　明治　年　月　日　貸方

明治年		番號	摘要	金額	總計	明治年		番號	摘要	金額	總計
			越高	0	0				越高		
			(東京本店)						(東京本店)		
1	4	1	仕送手	1.000 000	1.000 000	1	4	1	仕拂基金	100.000 000	
							4		送金手形	1.000 000	
									(大阪支店)		
							4	1	送金手形	2.000 000	103.000 000
				1.000 000	1.000 000						
			殘高	102.000 000	102.000 000						
				103.000 000	103.000 000					103.000 000	103.000 000

此殘高ハ次回勘定書ノ貸方ニ記載ス

備考　本勘定書ハ支店ノ分トシテ表示セリ

勘定書は雜勘定報告書と同一である本支店間相互間に於ける勘定の正確なるや否やを突合せる爲め發送するものである

勘定書は本支店勘定元帳中より記載する其借方は仕拂金にして其貸方は入金である

爲替尻利息計算書　は相互間に於ける爲替尻を決算して通知するものである

今其計算書の雜形を示せば左の通である

甲

銀行

當行仕向口爲替計算書（自明治　年　月　日至同　年　月　日）

御送付相成精算候處聊相違無之依而次表之通承認致候也

明治　年　月　日

銀行

摘要	貸方ヨリ借	貸シ～方貴	貸方	借
後期～繰越殘高				
利息（自明治　年　月　日至同　年　月　日）				
利息（自明治　年　月　日至同　年　月　日）				
利息（自明治　年　月　日至同　年　月　日）				
以上利息ハ明治　年　月　日ヲ以テ當行仕向口～付替				

乙

銀行御中

爲口向仕方貴啓拜

替勘定當期（當月）決算別紙計算書之通ニ相成候ニ付御突合ノ上相違無之候ハヽ御～書答回ヽハ調印折返シ御返付被下度候也

追テ爲替尻利息金　圓ハ明治　年　月　日ニ於テ別紙計算書之通貴行勘定～付替候ニ付御承知被下度候

明治　年　月　日

銀行々何

備考　本爲替尻利息計算書ハ甲乙共ニ受託銀行ニ回付シ受託銀行ニ於テハ正確ナレハ(乙)ヲ留メ置キ(甲)ヲ調印ノ上依託銀行ヘ返付ス

利息の計算は他店勘定元帳に據り當方勘定のものは當方より爲替尻利息計算書を作成して先方銀行に送り相違なきときは先方銀行より其旨通知し來るものである又先方より起りたる勘定なれば先方銀行に於て爲替尻利息計算書を作成して送付し來るものである之を先方勘定の他店勘定元帳に突合せば直に誤謬なきや否やを判別することを得らるるのである

斯の如く當方勘定と先方勘定とに區別する所以のものは利率に差違がある故である即ち假りに先方勘定の利率は貳錢となし當方勘定のものは貳錢參厘と約條したりと爲せば當方勘定は先方勘定より參厘方高き割合である而して當方より振向けたる金額が先方より振向けられたるものより多額なりとし慢然爲替尻勘定を決濟せざれば利息に於て大なる損失を來す故に其消息が判明し易き樣當方勘定と先方勘定とに區別し記帳するものである

他店勘定に於ける利息歩合の高率なると低歩なるとは疊きに述べたるが如く銀行の損得に關係するものである又預けたる勘定よりも借りたる勘定にありては利息歩合都て高い假令ば當方勘定に於ける代金取立手形及び荷爲替手形等を先方銀行に送付し他店にては之が取立をなしたる勘定(預ケ勘定)より送金手形を取組み他店にて之を支拂ひたる勘定(借り勘定)は利子歩合安く借り勘定は其歩合高いのである即ち預ケ勘定は利子歩合安く借り勘定は其歩合高いのである

故に焉に注意を要することは當方勘定中預ケ勘定と借り勘定と何れが多額の爲替尻殘高を存するや否やを常に注意して看るのである若し借勘定にして多額ではない故に速に借勘定の爲替尻は附替へ殘高を減ずるか又は悉皆決濟濟と爲すべしである

又取引先銀行により此借勘定の利息歩合に多少高低の差がある高歩のものにありては低歩のものより利子附替大なるものであるから可成速に爲替尻を附替へ決濟すべしである斯の如く爲替尻勘定に於ける預け勘定と借り勘定との金額の多少を熟視し尚利息歩合の高低如何を比較し不利益のものは直ちに決濟を了せ

ば銀行の利益は實に計るべからざるものである是等は支配人の大に注目を要する所である

尙爲替尻勘定に於ける情況に注意するのみならず借り勘定日歩高き他店に對しては可成的爲替を取組まざる方得策である

極度額は取組の際常に注意を要する所のものである若し其極度額に超過したる手形を振出し先方銀行に於て極度額超過の故を以て不渡となりたるときは受取人をして非常なる迷惑を來さしむるのみならず終には損害を帶ばしむる去れば他店に關するものは常に爰に留心する所がなければならぬ若し極度額に超過するときは先方銀行へ現送其他の方法により返戻するのである之に反し他店より振向けられたるものも常に爰に注意し若し其極度額を超ゆるときは信用を害せざる樣支拂ひ又は通知すべしである

極度額を超ゆるや否やを注意するには當方勘定のものにありては貸方殘高に注意するのである又先方勘定のものにありては借方殘高に注意すべしである何となれば當方勘定は當方より振向けたるものにして先方銀行を主格となし記帳するものであれは貸方殘高は其極度額の範圍內でなければならない又先方勘定の分は先方より振向けられたるものであつて先方銀行を主格となすものである故借方勘定の極度額範圍內でなければならぬ

第八章　擔保

擔保とは債務者が債務履行の爲めに提供する保證である而して擔保には物上擔保と對人擔保と區別することが出來るが玆には對人擔保なる保證に就ては之を略し專ら物上擔保に就き敘することゝする

擔保物には必要なる條件がある一言以て是を謂へば曰く極確實なる物件たる事である然れども確實なる物件とは如何なる物か確實なるものである乎世界には種々雜多の物あり又未知物件あり有望の物も時の如何により不有望となり實に計る可からざるものである然れども世には定則がある此一定の法則を見出し之により尺度となし忖度せば先づ一大錯誤を未然に防ぐことが出來る今其尺度たるべき標準を示せば左の通りである

一　價格の變動勘き物
二　賣買し易き物
三　保管し易き物

四　需用の宏濶なる物
五　收利の大なる物
六　運搬し易き物
七　遺失品又は贓物に非ざる物

一　價格の變動尠き物　は申迄もなく明なることである價格の變動にして劇甚なれば安んじて其物件を擔保とすることが出來ぬ故に其變動尠き物を撰擇するのである

二　賣買し易き物　も說明するまでもなきことである若し擔保流れとなりたるとき是を處分するに賣れ易すからざれば資金の回收困難となり爲めに損失を來たすことがある

三　保管し易き物　假令ば腐敗し易き物又は死亡又は枯れ易き物等は保管上困難である斯る物件は擔保として不適當なる物である之に反し有價證券地金銀等は保管し易いものである

四　需用の宏濶なる物　元來都ての物が世人の要望する所のものであれば賣買し易い若し然らざるものにありては賣買に困難である假令ば公債證書とか地方債券とか又は米穀の如きは需用力強く從て賣買し易い

五　收利の大なる物　は擔保として利益である何となれば其價格常に上位にあり從て世人の需用力強きものである

六　運搬し易き物　運搬し易からざるものは荷物の取扱に困難である從て運賃高く又水揚賃高い又賣却に於ても困難である故に運搬し易き物を撰ぶべしである

七　遺失物又は贓物に非ざる物　遺失物又は贓物も擔保として最も惡しきものである元來遺失物は偶然に其所在の不分明となりたるもの即ち占有を失したるものである又贓物とは犯罪行爲に因りて獲たるものを謂ふのであるから斯る物件は擔保とすべからざるものである

遺失物に就ては明治三十二年法律第八十七號に規定してある即ち

第一條　他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其他物件回復ノ請求ヲ有スル者ニ其物件ヲ返還シ又ハ警察官署ニ之ヲ差出

スヘシ但法律ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

第十六條　拾得物其他本法ノ規定ヲ準用スル物件ヲ隱匿シ若ハ不正ニ處分シタル者ハ三月以下ノ重禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

（臺灣には明治三十二年六月勅令第三百二號を以て之を施行することゝなれり）

右の如く遺失物は之を返さねばならぬもの故擔保とすることは出來ぬ加之贓物及遺失品を擔保として受くるときは返還せねばならぬものである故に頗る危險である即ち民法に

第百九十三條　前條ニ於テ占有物カ盜品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盜難又ハ紛失ノ時ヨリ二年間占有者ニ對シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

然れども盜難又は遺失物件にして競賣若くは公の市場にて購入したることを證明せらるゝものは擔保として差支ない即ち民法

第百九十四條　占有物カ盜品又ハ遺失物ヲ競賣若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販賣スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ拂ヒタル代價ヲ辨償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルヲ得ス

と規定してある

右は擔保物其物の選擇すべき要領を述べたのである之と同時に尙注意すべき要點がある即ち

一　擔保品處分のこと

二　他の債務の擔保に共通のこと

一　擔保品處分のことは讀で字の如しであるけれども是を處分するに方りては擔保品差入人の意思に反して處分することは出來ない若し銀行が任意に處分し當時其時機惡しく高價に買人あるに拘らず安値に賣却するが如きは不都合なる致方である斯る致方は銀行の親切とも謂へぬのみならず爲めに擔保品差入人より苦情を申出で銀行は迷惑を來たすことがある去れば其處分に就て

は善意に取扱はねばならない

擔保物の處分に就いては當初金錢貸借の關係を締結するとき左の如く證書に明記せしむることを要する

一　銀行の任意處分の事

二　賣却時機及方法は銀行に一任する事

三　賣却價格は銀行に一任する事

斯の如く明記せしむるときは若し本人辨濟せざるときと雖も銀行に於て時機を見計らい不利益なき樣處分することを得らるゝ

二　他の債務に共通の事　擔保品は或主たる債務の擔保として差入れてあるのである然れども債務者の經濟的變遷は計る可からざるものであつて主たる債務を辨濟したるものも或は他の債務に於て不都合のこと無きにしもあらずである斯る場合に於て不幸にして破綻をなし債務履行に困難となり終には銀行の損失となる斯る時に際せば擔保品をして共通擔保となさしめ置くを以て頗る便宜とする故に證書に他の債務不履行の場合に於ても尙主たる債務の擔保と同じく共通して擔保となす旨明記せしむることを良策とする

擔保物には種々あるけれども左に其概略を擧示すれば

一　不動產

二　動產

一　船荷證券(荷物引換證)

二　質入證券

三　有價證券

一　公債證書(地方債券)

二　大藏省證券

三　株券

四　社債券

五　勸業債券

四　債權

五　地金銀

第一　不動産

不動産とは土地及び其定着物を謂ふのである即ち田園山林池沼家屋塀等の如きものである不動産は都會に在るものと都會を距る遼遠なる地にあるものとある都會に存在するものは必ずしも一概には言ふことが出來ぬけれども其價格年一年高値となり收利も從て大である假令ば東京大阪神戸等の如き市にありては住民の數增加するに從ひ又電車或は運河等の諸工事に依りて年々其價格を增進する之に反し漸次衰退に傾ける地方に在りては其價格は騰貴することが著しくない又鄙の地方及遼遠の地に在りては其地價騰貴しない價格の騰貴する地所は其賣買容易なるも僻阪の地は賣買困難である

然れども未開の地に於ても運輸交通の便開ければ其價格は著しく騰貴する又不毛の地も一度排水灌漑等を施せば有望の地となることが出來る殖民地の如きは多く不毛の地ありて是等は國家經濟策として大に開發すべきである是に由りては日本勸業銀行及農工銀行の如きは不動產を抵當として貸付を爲し殖產興業に資するのである又臺灣銀行の如きは臺灣の土地有望にして開拓せば有利なる地方澤山ある故一方には日本勸業銀行の代理店となりて貸出を爲し他方には土地を擔保として貸出を爲しつゝある又農工業者の資本は多く不動產である故に之を保護する爲め貸出を爲す必要なることである

土地は農業時代にありては最も必要缺くべからざる財產の唯一なるものである上は高貴の人より下は吾々に到る迄土地は財產の最要部分であつて之に放資するものは頗る多かつたのである是等の現象は我國のみならず世界各國同一である故に其財產高も甲の家は何百石乙の家は何千石と稱し往時武士の祿高も大名は何十萬石小名は何萬石其他何千石と唱へたものである

然るに前に述べたるが如く都會の地及運輸交通の開けたる地方は其價格も騰貴するものであるけれども遼遠の地にして僻阪に存在するものは投資物として有利なるものでなく好ましからぬ殊に近來勞力貴銀騰貴し來り農家の壯丁は有利なる職工又は商業に遷移しつゝある是等の原因に至りては世界各國共同一であつて英國の如きは爲めに農業退步して居る又は佛國に於ても同一である是等の原因を視るに思ふに左の事情がある

一　殖民地の發達
二　運輸交通の發達
三　國際貿易の發達
四　漸次工業又は商業に移職すること
五　農業を賤むこと
六　農業の收益薄きこと
七　諸稅の賦課重きこと地方稅も從て重きこと

是等の事情は互に綜合し地方人には比較的都會の進步に及ばずして爲めに土地の振はざることゝ思ふ然れども今日に至りては農具の改良施肥の改良學術の進步等により之等の欠點を補ひつゝあるけれども勞銀高くして農事に從事するに頗る不利なる地位にある殊に田園にありては其地方に居り耕地を巡回し收獲の事情を視るに便なる地に非ざれば投資上に困難である

然れども農業は實に必要缺くべからざるものである殊に我邦人の如き米穀を常食とせるものにありては其收穫の多寡は直に五千萬の同胞に影響を及ぼし來り人氣の左右せらるゝ實に著しきものである夫より延て諸物價に影響を及ぼすものである去れば國家の爲政者たるものは焉に留心することを要すると同時に金融を主どるものは注意せざるを得ない

商業を主とする銀行にありては不動產擔保は好ましからぬ何となれば時に或は固定する虞がある去れども地方の情況により他に良好なる擔保物なければ止むを得ざることである

不動產には抵當權と質權との二別がある其異なる所は物の占有を移すと否とにある抵當權なるものは債務者又は第三者が占有を移さずして債務の擔保に供したる不動產に付き抵當權者が他の債務者に先ちて自己の債務の辨償を受くる權利である質權は質權者が其債務の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し且其物に付き他の債務者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利である故に不動產抵當の場合は唯登記するに止まり收益權納稅義務管理等は抵當物件を提供したるものに存在するけれども質權にありては登記を爲し納稅管理の義務は質權者に移り又其不動產より生する收益も質權者にある民法第三百五

十六條及三百五十七條)尙重て必要なる事項を曰へば不動産質は登記するに非ざれば第三者に對抗することが出來ぬ故必ず登記を要する質權の契約期間は十年間を越ゆることが出來ぬ若し是より長き期間の契約を爲したるときは十年に短縮せらるゝ(民法第三百六十條)

質權は頗る鞏固にして法律は質權の登記と共に質權者に効力を奏せしむるけれども抵當權にありては其同一物件にして數人に數度に抵當としたるときは登記の順位によるのである(民法第三百七十三條)故に是等のことに就き能く調査せねばならぬ

不動産擔保に就ては左の事項に注意せねばならぬ即ち

一　本人の所有物なるや又は第三者の物なるや

二　地名字番地

三　地區又は其物件名及數量其他構成

四　收益の多寡及諸稅又は管理の費用

五　隣地及隣地の情況及損害の有無

六　抵當權設定の存在あるや否や

七　從來其不動産の歷史の概略

第二　動産

動産とは不動産に對する語であつて土地及其定着物に非ざる有體物である無記名債權は動産と見做されてある(民法八五、二項三項)けれども茲には略し專ら米穀茶、砂糖、鹽昆布、木材、豆糟、生絲、棉花、繭、綿絲、石炭、銅、鐵等の如きものを稱する我國に於ける重要物産は最も必要なる物件であるが地方により各々其物産に相違がある假令は關西地方は綿絲の産出盛んであり桐生足利は織物を出し北海道は昆布鰯鰊魚等の産出旺盛である又臺灣は砂糖茶樟腦米穀等盛に出て靜岡縣は生茶を出し北陸地方は礦物に富み九州は米石炭を産する故地方によりて銀行者が適當なるものを擔保となし産業の發達に資すべきである

動産は其産出の時期がある假令ば米は內地にては秋收穫する故秋季に至れば各地倉庫に回米せらるゝ臺灣に在りては七月頃と十一月頃とに收穫する即ち二毛作である北海道水産にありては東海岸と西海岸とにより時期を異にして居る是

は寒流と暖流との差により異なる又昆布の如き利尻、禮文島の産出を以て最良としてゐる鰊に付て曰へば西海岸たる根室にありては四月十日頃より來り二ヶ月半程漁獲せられ北見は四月十五日頃より二ヶ月間石狩は四月四日頃より二ヶ月間後志は四月一日より二ヶ月間東海岸にありては膽振は二月十日より二ヶ月半釧路は五月十日より凡二ヶ月程漁獲せらるゝ昆布にありては大低七月下旬より始まり漸次資金を要する砂糖は臺灣に在りては十月頃より臺灣の南部にありては砂糖鹽を産し中部は樟腦米を産し北部は茶を産すること多い茶は春季に收獲し鹽は風力の強き時即ち秋季に産する

物産は其産出の時季を異にするにより資金を要する時期に差異を生ずるのみならず海外に輸出せらるゝと又輸入せらるゝとにより異なる假令ば生絲は春季生繭の産出せらるゝより直ちに市場に表はるゝけれども其需用者多くは海外であるから歐米の事情により或は直に輸出せらるゝあれども先づ秋季に入り漸次其需用を增加する如く見へる其間は倉庫の裡にある又豆糟の如きは春季肥料を要する時農家の需用起る故に春早々牛莊抔の海面氷解と共に輸入旺盛となる

右は動産物の産出時季及輸出輸入によりて資金需用の起る概略を述べ資金運轉の資に供したるに過ぎぬ是より動産上質權の法律上の關係を叙する

動産は元來頗る移轉し易きものである即ち甲地より乙地又甲某より乙某と移轉性を有する故に此上に質權を設定するには必ず其物の占有を要素とする民法に曰く

第三百四十二條　質權者ハ其債權ノ擔保トシテ債務者又ハ第三者ヨリ受取リタル物ヲ占有シ且其物ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第三百四十三條　質權ハ讓渡スコトヲ得サルモノヲ以テ目的トナスコトヲ得ス

第三百五十二條　動産質權者ハ繼續シテ質物ヲ占有スルニアラサレハ其質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

斯の如くにして質權者は必ず物の占有を要するのである併し質權者は必ずしも自ら占有することなくとも他人をして代理占有をなさしめても差支へない唯其

相手方をして自己に代りて質物を占有せしむることは不可ぬ(民法第三百四十五條)けれども第三者をして占有せしむることは差支ない假令ば質權設定者の物品を現に倉庫營業者が物品を占有して保管せるものを銀行が之を擔保として受くるが如きは有效なものである

質物を處分するには民事にありては債務の履行なきときは之を必ず競賣に附する(民法三百五十四條)質權者に辨濟として質物の所有權を取得せしむる契約を締結することが出來ぬ即ち(民法)

第三百四十九條　質權設定者ハ設定行爲又ハ債務ノ辨濟期前ノ契約ヲ以テ質權者ニ辨濟トシテ質物ノ所有權ヲ取得セシメ其他法律ニ定メタル方法ニ依ラスシテ質物ヲ處分セシムルコトヲ約スルコトヲ得ス

去れども銀行の如きは最も敏速に債權債務の履行を爲し資金を固定せしめざる樣爲さゝれば其不利云ふべからざるものである故に商法に於て斯る窮屈なる法を去り擔保物を處分するに隨意處分の約束あれば競賣法に據らずして處分することを得ることゝなつて居る(商法)

第二百七十七條　民法第三百四十九條ノ規定ハ商行爲ニ因リテ生シタル債務ヲ擔保スル爲メニ設定シタル質權ニハ之ヲ摘要セス

動產を擔保と爲す方法は荷爲替手形にありては(一)船荷證券(荷物受取證)及び海上保險證券等を銀行に提供せしむる其他にありては(二)倉荷證券を以て融通するのである船荷證券及荷爲替證券に就ては割引の部に於て述べたれば爰には倉荷證券のことに就き敘することゝする

倉荷證券とは預證券及質入證券の二者の總稱であつて倉庫營業者が發行するものである預證券及質入證券は商法第三百六十三條により預證券の所持人が質入を爲さゝる間は質入證券と分離して各別に讓渡すことが出來ぬけれども一旦質入證券を以て質入となしたる時は二者共に各別に讓渡すことが得らるゝ性質のものである

斯の如く規定したる主意を觀るに想ふに物品は常に高低あり又動產は或は長く倉庫に放置せば需用の時機を失し爲めに損害を受くるなきにしも非ずであるから可成物品の處分を容易ならしむる爲め質入したる後は預證券と質入證券とを

各別に讓渡することを得せしめ殊に預證券を轉轉せしめ其間に商品所有者に利せしむることだと思ふ假令ば質入證券を以て銀行に質入となしたる後始め五千圓の貨物が七千圓に騰貴したりとし賣捌自由ならざれば見すみす貳千圓の利益あるに拘らず賣却することが出來ぬ是等は隨分商品所有者をして困難せしむる問題であるけれども質入後に在りては二者共に各別に讓渡すことを得ることゝせば其差額貳千圓を利するのである故に預證券は物品其物の移轉を爲す性質あると共に差額を賣るのである即ち語を換ふれば一方は積極的證券にして一方は消極的證券とも謂へる質入を爲さゞる以前にありては在庫品を讓渡すには預證券を質入證券と共に纏めて交付するものであるけれども質入後は預證券と質入證券とは各別に讓渡すことを得るものである

銀行にありては質入證券を以て質入行爲を爲し預證券には銀行に於て質入と爲したる旨及び債權額利息其他辨濟期等を記載し質入主に交付し爾後各別に讓渡することを得るものである

預證券及質入證券に記載せねばならぬ事項は左の通りである其他にも當事者が重要又は便利なりと思へる事項は書き添へてもよい即ち商法

第三百五十九條　預證券及ヒ質入證券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ倉庫營業者之ニ署名スルコトヲ要ス

一　受寄物ノ種類品質數量及ヒ其荷造ノ種類個數並ニ記號
二　寄托者ノ氏名又ハ商號
三　保管ノ場所
四　保管料
五　保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間
六　受寄物ヲ保險ニ附シタルトキハ保險金額保險期間及ヒ保險者ノ氏名又ハ商號
七　證券ノ作成地及ヒ作成年月日

今倉荷證券の雛形を參考の爲め示す

一　預證券（裏面ハ略ス）

何々倉庫株式會社

預證券

第號		記號	荷造	數量 總量	數量 均平重量	入庫日	保管期間
印紙	一何々					明治 年 月 日	明治 年 月 日

寄託主 住所 何 某殿

何個

保管場所	保管料	火災保險金額	火災保險期間	火災保險保險者	摘要

商法ノ規定ヲ遵守シ券面ノ約定ニ從ヒ前記ノ貨物正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人ヘ此證券及第 號預入證證券引換ニ可相渡候也

明治 年 月 日當會社本店ニ於テ本券ヲ作成ス

何市何區何町何番地

何々倉庫株式會社

支配人 何 某 ㊞

會社印

約條

寄託主及ヒ預證券所持人預入證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾スルモノトス

一寄託物保管中當會社ニ於テ損害ノ責ニ任スルハ雨漏竊盜紛失ノ場合トス

二天災事變其他不可抗力ニヨリ又ハ風害蟲害及ヒ氣候ノ變遷ニヨリ生ジタル損害ハ當會社其責ニ任セス

三寄託物保管中腐敗變質損傷等ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ホスノ慮アルトキハ寄託主及預證券所持人ニ書狀又ハ新聞紙廣告ヲ以テ寄託物處分ノ催告ヲ爲ス若シ寄託主其他所持人ニ於テ等閑ニ附シタル爲メ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託主又ハ所持人ニ於テ其損害ヲ賠償ニ宛テ尚不足シタルトキハ寄託物ノ一部ヲ内出セントスルトキハ其割合ニテ其賠償ニ宛テ尚不足シタルトキハ寄託主又ハ所持人ニ於テ其損害ヲ賠償スルモノトス

四預證券所持人ニ於テ寄託物ノ保管料立替金及諸費用ヲ仕拂ヒ預證券及預入證券裏面受取欄ニ

掲載シタル要件ヲ記入シテ調印シ當會社ノ認印ヲ得テ寄託物ノ引渡ヲ受クヘシ但質權ヲ設定シタル場合ハ其内出庫個數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニハ辨濟トシテ預リ置クモノトス

五寄託物ノ出入運搬ハ勿論廣告檢査並ニ保管ニ要シタル諸費用ハ都テ預證券所持人ノ負擔トス

寄託主又ハ預證券所持人ノ寄託物ノ出庫ヲ爲サス又ハ寄託擔保ヲ急リタルトキ

六保管滿期ニ至リ寄託物ノ出庫ヲ爲サス又ハ寄託擔保ヲ急リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受クヘシ且商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ

七預證券及質入證券ヲ紛失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シ代リ證券ノ交付ヲ受クヘシ但管轄區裁判所ニ於テ除權判決確定スルニ非サレハ擔保物件ハ之ヲ返戻セサルモノトス

八火災保險附寄託物ノ内受取ヲ爲シタルトキハ其割合ニ應シ保險金額モ減少スルモノトス

九預證券裏面受取欄内ナル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代リ辨濟トシテ受取リタルモノナレハ必ス質入證券ト引換ニ之ヲ所持人ニ渡スヘシ

二　質入證券

質權記入	
一金　何圓也	
辨濟期日明治　年　月　日	利息
第一質權者　株式會社　銀行	
明治　年　月　日　支配人　何　某　㊞	

何

質

第號		記號	荷造	數量 總量	數量 平均	入庫日
一何々	印紙					

寄託主　何　某　殿

何　個

保管場所	保管料	火災保險 金額	火災保險 期間	火災保險 保險者

倉庫株式會社

入證券

保管期間	摘要

前記ノ貨物正ニ預候商法ノ規定ヲ遵守シ第　號預證券ト共ニ本券ヲ發行候也

明治　年　月　日當會社東京本店ニ於テ本證券ヲ作成ス

何市町番地
何々倉庫株式會社
支配人　何　某　㊞

社印

寄託主及預證券所持人ハ左ノ條項ヲ確約スルモノトス

一寄託物保管中當會社ニテ損害ノ責ニ任スルハ雨漏窃盗紛失ノ場合ニ限ル

二天災事變其他不可抗力ニ由リ又ハ鼠害蟲害其他寄託物ノ性質氣候ノ變遷ニヨリ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セズ

三寄託物保管中腐敗變質損傷等ニ因リ倉庫又ハ其他貨物ニ損害ヲ及ボスノ虞アルトキハ寄託主及預證券所持人ニ書狀又ハ新聞紙廣告ヲ以テ物件ノ處分ヲ催告ス若シ寄託主及證券所持人ニ於テ等閑ニ附シ又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ホシタルトキハ寄託主又ハ預證

券所持人ニ於テ損害ヲ償フモノトス

四預證券所持人ニ於テ寄託物ノ一部ヲ出庫セントスルトキハ其割合ニ應スル保管料立替金並ニ費用ヲ仕拂ヒ預證券及質入證券裏面受取欄内ニ記載シタル要件ヲ記入シテ調印シ當會社ノ認印ヲ得テ寄託物ノ引渡ヲ受ク但寄託物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ハ其出庫個數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニ代リ辨濟トシテ之ヲ受領ス

五寄託物ノ出入運搬廣告料檢査並ニ保存ニ要スル諸費用ハ都テ寄託主又預證券所持人ノ負擔トス

六保管滿期ニ至リ寄託物ノ出庫ヲ爲サヽルカ又ハ寄託繼續等ノ手續ヲ怠リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受クヘシ且商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ

七預證券質入證券ヲ紛失シタルトキハ所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シ代リ證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但管轄區裁判所ニ於テ除權判決確定スルニ非サレハ擔保物件ヲ返戻セス

八火災保險附寄託物ノ内受取ヲ爲シタルトキハ其割合ニ應シ保險金額モ減少ス

九預證券裏面内受取欄内ナル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代リ辨濟

トシテ受取タルモノナレハ必ス質入證券ト引換ニ之ヲ所持人ニ渡スヘシ

質入證券裏面雛形

讓渡	內受取
本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 明治　年　月　日 殿	受取タル年月日 受取タル個數 受取人氏名印 當會社認印
本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也 明治　年　月　日 殿	

質權設定	利息
一金　　圓 右金額明治　年　月　日貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヘ此證券引換ニ無相違辨濟可致候也 明治　年　月　日 殿	

質權讓渡	
前記之金額ハ　殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也 明治　年　月　日	
前記之金額ハ　殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也 明治　年　月　日	

一金　　圓
寄託物件競賣代金精算ヲ遂ケ前記ノ金額質權者　ニ正ニ支拂候也

明治　年　月　日

何々倉庫株式會社
支配人　何　某　㊞

前記金額正ニ受領候也

明治　年　月　日

株式會社　銀行
支配人　何　某　㊞

質入證券及預證券書式は概略右の通りである

(イ)　預證券に第一質權者債權額利息及辨濟期記入の事　質入證券を以て銀行に質入となし同時に銀行に於て取扱上注意を要すべき點がある即ち質入證券に第一質入裏書を爲すときに方りては其債權額、利息及び辨濟期を明記するのである而して尙第一債權者たる銀行が右の事項を預證券に記載し之に署名することを要する若し之を怠りたるときには質權を以て第三者に對抗することが出來ぬ場合となる即ち商法第三百六十七條　質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲スニハ債權額其利息及ヒ辨濟期ヲ記載スルコトヲ要ス

第一債權者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預證券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非サレハ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

(ロ)　呈示,拒絕證書作成及び競賣請求の事　質入證券を以て質入としたる後支拂期日到着するときは銀行は其質入證券を支拂人に呈示して辨濟履行の請求を爲すことが必要である若し又之を支拂はなければ手形に關する規定に從つて拒絕證書を作成することを要する(商法第三百六十八條)尙支拂人に於て支拂はさるときは拒絕證書作成の日より一週間を經過したる後物件の競賣を請求するのである(商法第三百六十九條)若不足したるときは債務者其他の裏書人に對し其不足額を請求することが出來る(商法第三百七十二條)

右の如くであるけれども左の場合にありては裏書人に對しては請求權が無くなる故に其取扱者は注意せねばならぬ(商法第三百七十三條)

一　質入證券所持人が辨濟期に至り支拂を受けざりし時拒絕證書を作成せざる時

二　拒絕證書作成の日より二週間内に寄託物の競賣を請求せざりし時

倉荷證券に依り質權の設定を爲したる後其債權額の辨濟なきときには右の如く競賣に附するは商法の規定に依り正當に執行する所の順序であるけれども

質權設定者と銀行との間には任意に條件附契約を取結ぶことが出來る即ち民法第三百四十九條によれば質物を處分するには法律規定に依るの外任意に質物を占有し又は處分することを約することを得ずと規定しあるけれども商法第二百七十七條に於ては商行爲に因りて生じたる債務を擔保する爲めに設定したる質權には民法第三百四十九條を適用せずと規定してある故に質權設定の時契約書に其旨明記せしむるを以て最も良法であると思ふ

(ハ)　時効　若し又質入證券の所持人が支拂人又は其他裏書人に對し一年間其請求權を行はなければ時効により債權消滅するものである

質入證券を以て銀行に質權の設定を爲すとき尙取扱事務上に必要なるは質入證券副證書を作成せしむると共に質入證券に依り質權の設定を爲したることを倉庫營業者に通知するのである

三　質入證券副證書

印紙

質入證券副證書

一明治　年　月　日何々倉庫株式會社發行第　號質入證券
右證券ヲ以テ貴銀行ヨリ金　圓也利息百圓ニ付一日金　借用致候
擔保トシテ左ノ條項確約致候
一擔保品時價底落減量又ハ變質ノ爲メ價額減少ト御認定相成候ヘハ御請求次第內入金又ハ增擔保差入可申候
一借用金辨濟相怠候節ハ貴銀行ノ都合ニ依リ競賣其他ノ方法ヲ以テ御隨意ニ擔保品ヲ御處分相成元利共皆濟相成候不足致シ候節ハ追償可致候若シ辨償ノ決果過剩致候節ハ御返戻相成度候
一右借用金返金濟ノ後尙拙者ヨリ貴銀行ニ對スル一切ノ債務ノ共通擔保トシテ右擔保物ヲ占有シ且御處分相成候共不苦候
右副證書仍而如件

明治　年　月　日

住所
姓名　㊞

株式會社　銀行御中

第三　有價證券

有價證券とは轉轉讓渡し得べき性質のものである法律上の語に於ては有價證券なるものは無いけれども經濟社會に於ては此名を存し甲より乙其他へ裏書讓渡し又は交付によりて轉轉すべき證券を謂ふ故に有價證券は證券の占有を要する有價證券とは即ち國債(公債證書地方債券、社債券、勸業債券其他諸手形株券等を謂ふ故に有價證券は左の性質を具有する

一　價格を有すること

二　轉轉流通すべき性質を有すること

三　信用ある者か發行したる證券

要するに有價證券とは信用證券である左に有價證券に就き概略叙すれば

一　國債證券　は整理公債證書軍事公債國庫債券鐵道公債海軍公債等である即ち日本帝國政府か發行したるものである利子歩合は四歩とか五歩又は六歩のもの無きにしもあらずであるが國債には無記名と記名と及登錄とかある少しく是に付き述べて置きたい

(イ)　無記名國債　無記名國債は即ち全く交付によりて受授せらるゝものである紛失の場合は兌換券と同一である無記名國債は動產であるから擔保となしたるときは占有の事實を要する右は動產の部に詳しく叙述したれば就て參看すべしである

(ロ)　記名國債　は其所持人の名を日本銀行及び其代理店に登錄したるものである記名國債を擔保となしたるときは白地式委任狀の徵收を要する白地式委任狀は擔保物の處分に充つる爲め前以て徵收し置くものである

記名國債は民法の所謂指名債權である指名債權の質權設定は民法第三百六十四條に依り第三債務者即ち政府に質權の設定を通知し又は政府か之を承諾するに非ざれば第三債務者たる政府及其以外の第三者に對抗することが出來ない之に依りて明治三十七年國庫債券の發行あるや金融界に彼是と物議ありしかば政府は同年臨時議會に斯る不便を除く法案を提出し其協贊を經て同年四月一日法律第一七號を以て左の如く公布せられた

民法第三百六十四條第一項ノ規定ハ記名ノ國債ニハ之ヲ適用セス

故に記名國債を以て質權設定する場合には質權を設定したることを政府即ち第三債務者に通知することなく又は其の承諾を受けずして良いのである

(ハ)　登錄國債　は證券と謂ふことは出來ないけれども便宜上茲に敘することとする登錄國債は大藏省の臺帳に其所持人の名義を登錄してある故に其質權設定に就ては明治三十九年五月二十九日大藏省令第二十三號國債規則に依り取扱はねばならぬ即ち

第四十條　登錄國債ニ付テ質權設定又ハ轉質ノ登記ヲ請求セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ及當事者雙方ノ連署捺印ヲ爲シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一　國債ノ種別及質權ノ目的トナシタル登錄金額

二　登錄ノ記號及番號又ハ證券ノ額面金額ノ種類、記號及番號

三　登錄ノ記名

四　債券ノ金額及其辨償期

五　質權ニ付利息ニ關スル定メアルトキ、違約金又ハ賠償金ノ定メアルトキ債權ニ條件ヲ附シタルトキ及民法第三百四十六條但書ノ定メアルトキハ其事項

六　質權設定者カ債務者ニ非サルトキハ債務者ノ住所氏名

七　請求ノ年月日

八　請求者ノ住所

第二十二條第一項ノ規定ハ質權ノ目的トナス國債ノ登錄金額ニ之ヲ準用ス

注意　取扱店とは日本銀行及其代理店なり

(二)　株券　とは株式會社の發行する證券にして所謂株式である株式會社にありては有望なる會社と否らざるものとある有望なる會社の株式にありては擔保として差支ないけれども不確實なる會社の株券にありては之を擔保とすることは出來ぬ

株式を擔保とするには拂込濟のものを以てすべしである然れども地方の情況及び時の趨勢に於て止むを得ざるものにありては差入人の確實なる者を

撰むべしである何となれば若し未拂込のものにありては一度擔保流となり會社より拂込の督促を受くれは拂込の義務が銀行に生する銀行が他の株式を無暗に所有するは好ましからぬ然れども有望なる會社又は銀行の株式にありては決して惡しきものと斷定することは出來ない要するに內部の事情を能く調査するにある

株式には無記名式と記名式とがある無記名式のものにありては國債と同じく動產であるから占有の事實によりて取得權がある之に付ては動產の部を參照ありたい記名株式にありては白地式委任狀を徵することを要する此白地式委任狀は流質となりたるときの準備物に過ぎぬ元來委任狀なるものは最後の日附のものが効力を有するものであるから白地式即ち年月日を記入せざるものとして置く(商法)

第百五十條　記名株式ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名住所ヲ株式名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

と規定してある即ち流質となりたる以上は此第百五十條の規定により夫々登錄せねばならぬけれども單に質入となすには白地式委任狀を徵すれば足るものである

記名株券は記名國債と等しく民法の所謂指名債權の一種である民法第三百六十四條に依れば指名債權の質權設定は原則として質權設定の通知を爲し又は第三債務者たる其株式會社が之を承諾するに非されば會社其他の第三者に對抗する權利がないのである けれども記名の株式には此原則を適用しない故に記名株券を以て質權を設定したるときは質權設定の趣を其會社に通知したり又は其承諾を要しないのである今參考の爲め民法の同條を掲ぐれば左の通りである

第三百六十四條　指名債權ヲ以テ質權ノ目的トナシタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質權ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セス

故に第二項の規定に依り記名の株式には會社に對し質權設定の通知を爲し又は其承諾を要する必要がないのである

銀行は自己の銀行より發行したる所の株式を營業上の擔保とすることは出來ない(商法第百五十一條)

從來白地式委任狀を使用することに就ては屢々述べたる所であるが今白地式委任狀の効力は果して其効力を奏するものであるや否やを判明せしむる爲め明治三十八年九月大審院判決の要旨を揭げ以て參考に供することゝする

明治三十八年九月三十日大審院判決

記名株式ノ賣買ノ成立シタル場合ニ於テ賣主カ賣主ヨリ交付ヲ受ケタル白紙委任狀ヲ利用シ株式ヲ自己ノ名義ニ書換フルカ如キハ賣買ヲ完了スル行爲ニシテ民法第百八條但書ニ所謂債務ノ履行ニ外ナラサレハ同條本文ニ所謂同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人トナリ又ハ當事者雙方ノ代理人トナルコトヲ得サル場合ニ該當セス

代理人トナルコトヲ得サルノ規定ヲ適用スヘカラス

今尙參考の爲め民法第百八條を見るに

第百八條　何人ト雖モ同一ノ法律ノ行爲ニ付キ其相手方ノ代理人トナリ又ハ當事者雙方ノ代理人トナルコトヲ得ス

但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ非ス

第四　債權

債權とは財産權の一である吾人の貸借に於けるもの及び政府に對し物品を納めたるもの又は工事請負を爲し其工事完了したるもの〳〵如き皆債權である工事完了し又は物品の納付濟となりたるものゝ如き稱して之を確定債權と謂ふ債權には(一)指名債權あり(二)指圖債權あり又(三)無記名債權がある、指圖債權とは流通證券である無記名債權とは無記名式爲替手形又は約束手形の如きものである爰には指名債權に就き敘することとする今指名債權の性質及び其取扱上に關する詳細は後に述ぶることゝするけれども爰に其取扱上の概要を示して讀者の便に供する

政府に對する確定債權を以て擔保とするには債權讓渡の手續を爲すを以て確實なるものとなるのである故に普通擔保の手續と爲さず變則的に便宜上債權讓渡の手續を爲すのである債權讓渡を爲すは先づ政府に對し讓渡承認願(貳通作成)を以て讓渡の承認を得る政府に於て承認したるときは同願書に左の通り奥書を爲すものである

右承認ス

明治　年　月　日

契約擔當者

何　官　氏　名　㊞

此承認の奥書に付ては正當なる年月日を記することを要する而して一方には債權讓渡證書を作り之と共に債權讓渡通知書三通を作成し之に登記を受け(本通知書は會計檢査院の證憑書となる)其貳通に請求書貳通を添付して承認官に提出するものである銀行に於ては控として債權讓渡通知書同承認願書及請求書を取り置き保存し置くものである斯の如くにして讓渡を受けたる債權は其債務者は政府であるから確實なるものとなる

尙判り易き樣示せば

(一)　政府へ提出するもの　貳通

債權讓渡通知書(登記を受けたるもの)　貳通

請求書

(二)　銀行の控として留置くもの　壹通

債權讓渡證書　壹通

同　承認願(承認ハ契約官ニ於テナス)　壹通

同　讓渡通知書　壹通

請求書　壹通

指名債權とは受取人の氏名を指したる債權である即ち記名式債權である爰には專ら請負人又は御用商人が政府に對し債權を生するに至る如きものに付き述ぶることゝする指名債權は權利の確定せるものである未だ納品とならず又は工事が契約上政府が允許せる所の中間部分の出來せざるものゝ如きは質權の目的物となすことが出來ぬ故に已に納品濟となり又は工事が

契約に於て或部分又は全部完成のものでなければならぬ是を稱して確定債權と謂ふのである

指名債權の一種たる確定債權を以て質權設定の客體とするには單に委任狀を以てするが如きは不確實である何となれば委任は何時にても取消すことを得るものである故に債權者即ち納品者が讓渡しのことを承諾し且之を登記し第三債務者に通知し其承諾を得て始めて確實なるものとなるのである民法に

第三百六十四條　指名債權ヲ以テ質權ノ目的トナシタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者（政府の如きもの）ニ質權ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セス

とある即ち質權の設定を通知し又は債務者たる政府が之を承諾したるときは差支ないのであるけれども單に通知のみに止まるときは相互間行違の生ずる無きにしもあらずであるから必ず債務者即ち政府の承諾を得たものを擔保となし後

ち割引なり貸付なりをする方確實である

元來政府に對する確定債權なるものは一般銀行の業務として擔保に供しないけれども地方の情況に依り殊に殖民地に在りては資金の融通困難である故に政府に於ても可成的母國人の保護の爲め其讓渡を承認し又銀行に於ても融通をなすべしである

確定債權を讓渡すには民法第三百六十四條により讓渡の承認を得て通知書に確定日附の存在することを要する即ち民法

第四百六十七條　指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニアラサレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル證書ヲ以テスルニアラサレハ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

然らば確定日附とは如何なるものであるか是研究問題である今民法施行法を見るに左の通り規定せられてある即ち明治三十一年六月法律第十一號民法施行法

第四條　證書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ對シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル證憑ヲ有セス

第五條　證書ハ左ノ場合ニ限リ確定日附アルモノトス

一　公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

二　登記所又ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス

三　私署證書ノ署名者中ニ死亡シタルモノアルトキハ其死亡ノ日附ヨリ確定日附アルモノトス

四　確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス

五　官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記載シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス

確定日附とは右の通りで地方に依り取扱所異なりと雖も裁判所公證人役場又は其執行權を委ねられたる行政官署に於て取扱ふものである而して其登記を受くるには手數料は一件に就き拾錢である即ち明治三十七年七月司法省令第一一號に

私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スルモノハ一件ニ付キ手數料金拾錢ヲ納ムヘシ

登記所ニ納ムヘキ手數料ハ登記印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納ムヘシ

確定債權を質權とする實務に就き叙すれば曩に概要を叙しあれば取扱上に就ては知悉せられたることゝ思ふけれども先づ其初め債權讓渡承認の願を爲すのである即ち(承認願ハ二通作成ス)

債權讓渡承認願

一金

但何々工事(納品)

內譯

金

何々工事(納品)

金

右ハ拙者ヨリ政府ニ對スル確定債權ニ有之候處今般都合ニヨリ株式會社何々銀行支配人何某ヘ讓渡候間御承認被成下度此段奉願候也

明治　年　月　日

何官廳何官氏名殿

住所

何某　㊞

右承認ス

明治　年　月　日

何官廳何官氏名　㊞

右の承認願と共に讓渡證書を銀行に差入しむ即ち

印紙

債權讓渡證書

一金

但何々工事(納品)

何々工事(納品)

內譯

金何程

金何程

何工事(納品)

何工事(納品)

右ハ拙者ヨリ政府ニ對スル確定債權ニ有之候處何廳何官何某殿ノ承認ヲ得貴銀行ニ讓渡候處確實也就テハ今後如何ナル事情有之候共貴行ニ對シ損害相懸ケ間敷仍而證書如件

明治　年　月　日

住所

株式會社　銀行支配人何某殿

姓名　㊞

已に承認となり讓渡證書を作成せば債權讓渡通知書を作成し確定日附の登記を受け政府に送付することを要する尤も既に承認あれば左の通知書を要せぬものであるけれども官廳の都合即ち整理上多くは要求するものである故爰に其繁を厭はず示すこととする

債權讓渡通知書

一金　何工事（何々納品代金）
　但何々工事（何々納品代金）
　内譯
　金
　金

右ハ拙者ヨリ政府ニ對スル確定債權ニ有之候處株式會社　銀行支配人　ヘ讓渡候間此段御通知申上候也

明治　年　月　日

住所
何某㊞

何官廳何官氏名殿

讓渡證書は銀行に留置き證憑書となし讓渡通知書は參通を作成せしめ壹通は銀行に貳通は官廳に差出すべきである讓渡承認願は銀行の證憑書に供する尙請求書貳通を作成して官廳に差出す而して其登記の申請は左の通りである

確定日附附與ノ申請

一私署證書ノ表示　ノ債權讓渡證書（債權讓渡通知書）ニ確定日附附與相成度此段申請候
　明治　年　月　日附金
　知書）
一手數料
　金拾錢也
右別紙債權讓渡證書（讓渡通知書）ニ確定日附附與相成度此段申請候
也

明治　年　月　日

住所
何廳御中

氏名㊞

斯の如くにして登記を了れば始めて完全なる證憑書となる

債權讓渡に就ては當所と他所とある當所に關するものは直ちに讓渡の承認を得ることが出來るけれども他所のものにありては數日又は數十日を要する斯の如きは資金の必要なるものに對して速に用達つることが出來ぬ故に前以て承認を受け置き讓渡の事實發生(物品納品確定せる時)の時々讓渡通知書を發し(承認を得ると同時に讓渡通知書を發す是は未定のものなれども便宜上發送すべし)別に借用金證書又は手形を調製せしめ其債權額の八掛又は九掛を貸與するものである讓渡を受けたる確定債權の金額が政府より仕拂命令又は仕拂通知書に依り下金となりたるときは債權額及び延滯利息其他必要なる諸費用を引去り殘額を讓渡人に交付する元來讓渡なるものは全部銀行に讓受けたるものであるけれども銀行の貸出金は其全部を貸出さゝれば其殘額は讓渡人に交付すべしである

第五　地金銀

地金銀とは所謂地ガネである即ち金銀塊である金銀は通貨に鑄造せらるゝ殊に金塊にありては造幣局に請求せば金貨を鑄造する去れば地金銀が擔保として善良なるものたる事は謂ふ迄もない今參考の爲め倫敦に於ける金銀塊相場の情況を示せば(明治四十一年)相場の量目は總て一〇オンスなり)

	金塊	銀塊
六月三日	七七・一〇	二四・五/一六
十日	七七・一〇	二四・一/二
十七日	七七・一一	—
十八日		—
二十四日	七七・一〇	二五・一/一六
三十日	—	二五・一/一六
七月一日	七七・一〇	二四・三/四
八日	七七・一一	二四・一/一六
十五日	七七・一〇	二四・一/一六
二十二日	七七・一一	二四・三/八
二十九日	七七・一〇	二五・一/八
八月五日	七七・一〇	二四・一/四

十二日	七七・一〇	八/五	二三・七/八	三〇六
十九日	七七・一〇	八/一四	二三・五/八	
廿六日	七七・一一	八/一三		
九月二日	七七・一〇	八/一二		
九日	七七・一〇	八/七	二三・九/一六	
十六日	七七・一〇	八/四	二四・三/四	
十五日		八/一二	二四・一/一六	
二十三日	七七・一一	八/一八		
二十四日		八/一八		
二十九日		八/一八	二三・一五/一六	
三十日	七七・一一	八/一八	二三・七/八	
十月七日	七七・一一	八/一八	二三・一六/一六	
十四日	七七・一一	八/一八	二三・五/一六	
十五日		八/一八	二三・一六/一六	

二十一日　七七・一一　八/一四

二十八日　七七・一一　八/一五

三十一日　二三・一/四

金塊は相場の動搖少いけれども銀塊に於ては常に動搖極まりがない殊に銀塊は德川時代より漸次下落し來り明治三十年は三十二片位であつたものが現今は二十三片内外に下落した斯の如く銀塊相場の下落する所以は銀の生産增加と一方には世界各國が金本位制度を採用し銀貨を排斥するにある

今又各國政府發行に係る金貨を我金貨に換算したるものを示せば左の通りである（臺灣銀行調査）

國名	名稱	品位（十分）	純量 グラム	純量 匁	日本金貨に換算
日本	十圓	九〇〇・〇〇	七・四九九七〇〇	一・九九九八〇	
英國	一磅	九一六・六六	七・三二三三三六	一・九五二六四五	九・七六三一一〇〇
獨逸	五馬克	九〇〇・〇〇	一・七九一九〇〇	〇・四七八四〇	一マークに付〇・四七八四七五

北米合衆國	一弗	一・六七一八〇	九〇〇	一・四四六二〇	〇・四〇一二二二	一・〇〇六一二〇〇
佛、瑞及白	五フランク	一・六一二九〇	九〇〇	一・四五一六一〇	〇・三八七〇九六	一フランク貨幣 〇・三八七〇九六
伊國	五リラ	一・六一二九〇	九〇〇	一・四五一六一〇	〇・三八七〇九六	一リラに付 〇・三八七〇九六
西班牙	五ペセタ	一・六一二九〇	九〇〇	一・四五一六一〇	〇・三八七〇九六	一ペセタに付 〇・三八七〇九六
希臘	五ドラクマ	一・六一二九〇	九〇〇	一・四五一六一〇	〇・三八七〇九六	一ドラクマに付 〇・三八七〇九六
丁抹、瑞典	十クラウン	四・四八〇〇	九〇〇	四・〇三二〇〇	一・〇七五二〇〇	一クラウン貨幣 〇・五三七六〇三〇
諾威	十クラウン	四・四八〇〇	九〇〇	四・〇三二〇〇	一・〇七五二〇〇	一クラウンに付 〇・五三七六〇三〇
和蘭	十フロリン	七・七二〇〇	九〇〇	六・九四八〇〇	一・六一二八〇〇	一フロリンに付 〇・八〇六四〇三二
葡萄牙	一ミルリース	一・七七四〇〇	九一・六六六	一・六一二六一五〇	〇・四三三六四〇	一一・六八二〇八〇
土耳其	二十五ピヤストル	一・八〇四〇〇	九一・六六六	一・六五三六五〇	〇・四四〇九七三	一ピアストルに付 〇・八八一九五〇
澳國	十クローネ	三・三八七五〇	九〇〇・〇〇	三・〇四八七五〇	〇・八一三〇〇	一クローネに付 〇・四〇六五〇六〇

今又東洋地方に流通せる銀貨の量目及び品位を見るに左の通りである

種類	品位	グレーンに換算	匁に換算	純分割合	純分(匁)
日本	九〇〇／一〇〇〇	二六・九五六九七	七・一八五二五三	三七四・四〇〇〇〇〇	六・四六九六
墨銀	九〇二／一〇〇〇	二七・〇七三〇〇	七・二一九四六五	三七六・二六五九六三一	六・五一七七
香港	九〇〇／一〇〇〇	二六・九五六〇〇	七・一八八二六七	三一四・三八〇四九二八	六・四六九三
西班牙	九〇〇／一〇〇〇	二五・〇〇〇〇〇	六・六六六六六七	三七四・二〇〇〇〇〇	六・〇〇〇〇

第九章　出納

銀行の出納は現金と看做すべきものを收入及支出するものである即ち金銀貨幣兌換銀行券及び小切手等にして現金と看做すべきものは皆此係を通じて收支せらるゝ而して其最も重なるものは所謂通貨である故に通貨に就き少しく研究して見たい通貨には種々種類がある即ち金貨補助銀貨銅貨及び兌換券等である貨幣の歷史を見ると種々面白き事情があるけれども茲には略して唯我幣制に於ける概略を見れば日本の古代にありては稻束が交換の媒介をなした夫より絹布となり和銅年間に至り銅錢が鑄造せられ和銅開珎と稱した是我邦の鑄造貨幣の濫觴である夫より種々變遷し織田信長の時代及豊臣秀吉の時代に慶長大小判が流通せられた慶長大小判は其質最も良く現今と雖も其價頗る高値である德川時代に至り大判小判等歩金銀等が鑄造せられ夫より財政の紊亂に伴ひ一歩金銀が其質漸次粗惡となり爲めに物價は追々高まり金銀比價海外の相場と軒輊甚しく爲めに金銀は海外に輸出せられたるものは尠くない當時其標準一定せず頗る流

通上に不便を感じたのみならず各藩により藩札を發行し或藩より他藩に入れば直ちに其藩札流通せざることゝなり旅行者の不便は謂ふべからざる事であつた現今は其生存者尙多ければ其事情は能く知る所であるけれども之が百年も經過せば一大歷史である

明治維新となり泰西文物輸入し來り圓形の金銀貨銅貨等を鑄造した從來我國は金貨本位でありし者が金銀貨兩者を恰も兩本位の如く二者流通せしより當時銀塊相場は益々下落し來り爲めにグレシヤム氏說の如く惡貨は良貨を驅逐し金貨は何時となく銀貨本位の姿となり一圓銀貨は貨幣の本位となつた其量目は約七匁貳分にして銀九銅一である夫より海外の貿易旺盛となり銀塊相場は爾來益々下落した恰も二十七八年の戰役後淸國より償金を得たるより嘗て獨逸政府が佛國より普佛戰爭の償金を得て幣制改革を爲したるが如く我國も此償金を得ると同時に明治三十年金貨本位となし現今流通する所の金貨である當時銀塊相場は約三十二片であつて之を標準として幣制改革を行つた

現今流通する所の貨幣を見るに左の通りである

貨幣名稱	種類	品位	量目
金貨	貳拾圓	純金九百分	四匁四分四厘四毛四
	拾圓		二匁二分二厘二毛二
	五圓	參和銅一百分	一匁一分一厘一毛一
銀貨幣	五拾錢	八百分	二匁七分
	貳拾錢	參和銅一匁零分八厘	
	拾錢	貳百分	六分
白銅貨	五錢	ニッケル二百五十分參和銅七百五十分	一匁二分四厘四毛一
靑銅貨	壹錢	銅九百五十分錫四十分亞鉛十分	一匁九分零厘零毛八
	五厘		九分五厘零毛四

右の如くであつて金貨を以て本位貨幣とし金貨は其額に制限なく通用し銀貨は

拾圓まで白銅貨及青銅貨は壹圓までを限り法貨として流通する(貨幣法第七條)爰に注意を要するは量目が時の鑄造の情況により全く均一に作製することは出來ぬ故に多少其間に公差と謂ふものがあるけれども現今は日本銀行に此權を委ねた臺灣にありては殊に臺灣銀行をして發行せしめて居る兌換券の發行は擔保を要する即ち正貨準備と保證準備である正貨準備とは金銀貨及び地金銀である保證準備とは確實なる有價證券である

明治十七年五月太政官第十八號布告兌換銀行券條例に依り日本銀行に於て發行する兌換券の種類は左の通りである(同條例第三條)

壹圓五圓拾圓貳拾圓五拾圓百圓貳百圓の七種

兌換券は何時にても正貨と引換へらるゝものである其引換場所は日本銀行の本支店にして無手數料にて引換へらるゝものである

臺灣に在りては臺灣銀行に於て金貨に代るべき一圓以上の臺灣銀行金券を發行して居る目下其種類は一圓五圓十圓五十圓である

玆に銀行家として最も出納上に就き注意を拂はなければならぬことがある即ち左の條項である

一　金銀貨の眞價及兌換銀行券の眞價

二　小切手及手形の確否

三　通貨の過不足

一　金銀貨の眞價及び兌換券の眞價は金貨及補助貨幣其他日本銀行より發行せられたる兌換券の眞正なるものなるや否やにある是を鑑定するには金貨は秤量を備へ其量目を計量するより外に致方はない音響より言へば銅貨は硬き音を發し銀貨は少しく和らかく金貨は最も和かである試金石に金貨を摺り付けて而して硝酸を流せば銀及び銅は消滅するけれども金は消滅しない然れども此法は餡詰の場合の如きは其用を爲さぬ又金銀貨にて餡詰のものは其音響他のものより異なるを以て之を火中に投じて熱するときは二枚に分離するもので

ある兎に角確實なる方法は量目を秤るにある

補助貨幣を計算する爲め量るには銀行にて桝を使用する即ち

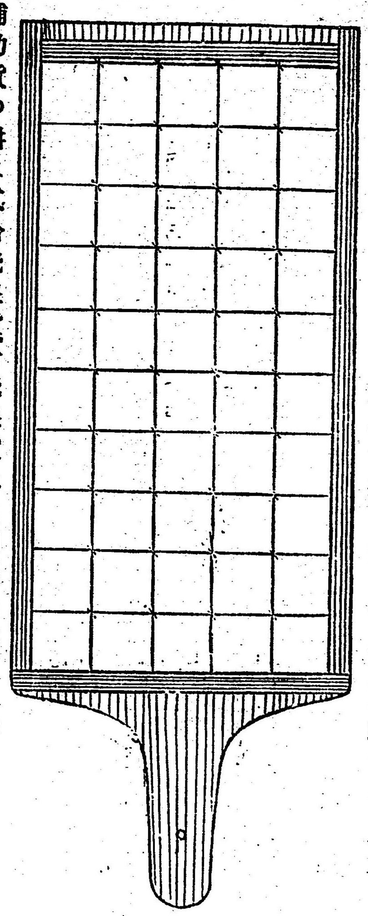

此補助貨の桝は貳拾錢銀貨拾錢銀貨及白銅等の大さに桝目を作りたるものである桝目の筋は木製のものがあるけれども銅線の方計量し易い

此桝を使用して計るときは幾千となく澤山の銀貨あるも贋造のものが其中に混入するあるときは音響何となく異なるものである其音響の異なるとき能く注意して調査すれば直に贋造貨幣を發見することが得らるゝ

兌換銀行券にありては其眞贋を見る容易の如くにして隨分困難なるものであるけれども兌換券面の色合肉色紙質等を鑑別し尚其印刷中に或特點が存在する併し普通のものにありては判別することは出來ぬ

二　小切手及手形の確否　は振出人及引受人の正當なる人が振出したるものなりや又信用ある者が振出したるものなるやに在る始終取扱へる內には筆蹟印鑑及用紙等が明瞭に眼中に印象し從て識別し易いけれども其當初にありては頗る困難である故に其始めに於て能く注意して取扱ふべしである小切手は現金と看做して收入するけれども他店拂手形にありては取立濟の上にあらざれば現金と看做すことは出來ぬ

三　通貨の過不足　元來貨幣は交換の媒介物であつて流通すべき性質を有し其多寡は物價に影響を及ぼし又貨幣其物の價格に變動を來すものである貨幣其物に變動を來すと謂ふは頗る異な感じがする何となれば二十錢銀貨は矢張二十錢銀貨に相違なく白銅貨は矢張五錢に相違ない然るに二十錢又は五錢の價値に變動を來すとは不思議に感ずるけれども實際市場に於ては往々見る所で

ある

其變動の起る原因は通貨の過不足に在る若し二十錢銀貨にして多額に流通するとき白銅貨銅貨少なければ二十錢銀貨と白銅貨銅貨との交換割合は打歩を生じ二十錢銀貨に一錢位も打歩を出さなければ交換することが出來ぬときがある又此反對に銅貨が多額に流通するときは銅貨に增打歩を出さねばならぬ或は兌換券の流通少なくして補助貨の流通多額なるときは一圓に對し十錢位打歩を出して交換せねば交換が出來ぬときがある斯の如くなれば市中の通貨は其流通高に於て各種類間に不權衡の位置にある殊に補助銀貨の打歩高きときは補助銀貨の價ひ安きときである補助銀貨の安きは市內勞働者及家事向會計に影響を及ぼし來り多數人民は不利益の置位に立つ又補助銀貨不足せば日々の取引に差閊を生ずる故に過不足なき樣銀行者も政府も注意して取扱ふべしである

金錢出納事務は銀行事務の實戰である一度び誤つて不足したるものを收入せば直ちに其日の計算に於て差を生じ又一度び過拂を爲せば直ちに其報び來る故に

出納係員の日々頭腦を痛めることは影しきものである殊に出納係員の少きものにありては其責任益々大にして益々頭腦を惱ます又兌換券に於ても金銀貨幣にても吾人々類一般の使用に供せられ貴顯紳士の手より中流社界の人士又は下等社界乞食の徒に至る迄流通せらるゝ其餘慶又大と謂ふべしである或は吾人の老幼男女美醜を問はず又健康體の人より肺病及び流行病者の手に殘る迄流通せらるゝ故に往々臭氣紛々たるものか收入せらるゝことあり係員に於て勘定中咽喉內に呼吸と共に進入せらるゝ黴菌は數ふべからざるものであると思ふ斯の如きは取扱者の健康を害すると同時に社會の人を害することゝ思ふ故に銀行に在りては一々消毒法を行ひ而して後收支する樣取扱ふは必要なることゝ思ふ殊に流行病所在地にあるものにありては最も注意すべしである以上の如く一方には日々貨幣の數量性質と戰ひ他方に於ては黴菌と戰ふのであるから出納係の取扱者には銀行に於ても或特別の取扱を爲すべしである

收入掛に於て傳票其他證憑書に依り現金の收入あるときは入金傳票及び收入證憑書に收入濟を證する爲め收入印を押捺し又其取扱者の印をも押捺する收入印

は銀行により種々其形を異にして居るけれども概要左の如き收入印を押印するものである

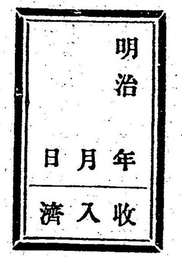

支拂掛に於て仕拂傳票及び其他支拂の證憑書に依り現金を仕拂ひたるときは仕拂傳票及び支拂の證憑書に支拂濟の印を押捺し取扱者も同時に押印する今支拂の印影を示せば

出納係に於て要する帳簿は金錢の出納及び種類別を鑑別するため要する諸帳簿である左に之を示す

一　收納帳

收　勘　定　帳

明治　年　月　日

摘要	現金	小切手及手形	合計	備考

收納帳は現金及小切手手形等の收入となりたるものを記帳する假令ば當座預金の入金ありとすれば摘要に當座預金何某と記し金銀にありては金銀勘定に記帳する

二　支拂帳

支拂帳

明治　年　月　日

摘要	支拂	受入	備考
前日殘高			
當座預金 伊地知一熊	1.000.000		
割引手形 田中熊之介	1.000.000		
本日收納係ヨリ		100.000.000	
	2.000.000	20.000.000	
本日殘高	118.000.000		
	120.000.000	120.000.000	

銀行に於て支拂ひたるものは皆此帳簿に記載する而して其日の始めに於て支拂基金を受入たるときは摘要に前日殘高と書し受入の桁に其金額を書す其他は概要示しあれば付て見るべしである

現金種類別帳

年月日	金貨	補助銀貨	白銅貨	銅貨	紙幣	兌換券	小切手形	合計	備考
	100.000	100.000	25.000	15.000		7.760.000	110.000.000	118.000.000	

現金種類別帳は其日の殘高を貨幣の種類に別ち其金額を夫々相當欄に記載するものである

終に望み參考の爲め我國の壹圓銀貨(目下通用セス)及外國銀貨の分量及性質を左に示す

種類	品位	量目		
		グラム	グレーンに換算	圓に換算純分
壹圓銀貨	900/1000	二六・九五六九	四一六・〇〇〇〇〇〇	七・一八五二三三	三七四・四〇〇〇〇〇
墨銀	九〇二七七/1000	二七・〇七二〇〇	四一七・七〇五〇〇	七・二一九四六五五	三七五・二六九六三一
香港銀	900/1000	二六・九五六〇〇	四一五・九八四九二	七・一八八二六六七	三七四・二八〇四九二八
西班牙銀	900/1000	二五・〇〇〇〇〇	三八五・八〇〇〇〇〇	六・六六六六六七〇	三七四・二二〇〇〇〇

臺灣本島人ニアリテハ銀七匁ヲ以テ從來通貨ノ標準本量トシ之ニヨリ時ノ相場ニテ換算セリ

第十章　用度

用度の事務は銀行營業に關し要する所の諸經費及物品を主どる所のものである即ち物品の購入給料の仕拂物品の保管等である故に之を別ちて(一)物品會計と(二)金錢會計に分つことが出來る

一　物品會計　とは物品の購入及び保管である而して物品には地所建物、什器、器具及び消耗品である

地所建物とは銀行營業に要する地所建物である若し擔保流れのものありたる時は速に賣却すべしである何となれば不動產は資金の固定をなし爲に運轉資金を減殺する地所建物を購入したるときは日記帳には「地所建物」と云ふ勘定科目を以て支拂ふものである

什器とは金庫、權衡、銀行印等にして物品の最も重要なる且高値なるものである而して什器を購入したるときは什器と謂ふ勘定科目を以て仕拂ふのである

地所建物及び什器は所有物である故に所有物勘定元帳を調製し之に其支出及

び賣却の時代金を受入れたるときは收入として記載する今其書式を示せば

所有物勘定元帳

地　　所

年月日	摘要	買入價額又は代金	賣却又は減價額	殘高	備考

備考　地所ト建物トハ口座ヲ分チ各別ニ記入スルヲ便トス

什器は什器と稱する口座を起し又新築を爲したるときは假りに新築費なる口座を設くる

尙所有物勘定は地所建物什器等に區別する記入帳を調製し之に地番號坪數單價價額從來所有者の氏名等詳細に記載し何人と雖も一見明瞭に判明し易き樣記載するは便利である

器具及消耗品は各記入帳を設け之に其出入を記載す器具にして價格高値のものにありては什器の部に編入する器具とは机卓子椅子日覆時計度量衡等にして價の高値ならざるものを稱する

消耗品とは薪炭石油郵便切手筆紙墨等の如きものにして費消するものは即ち消耗品である然れども尙形の存在するものなれども破壞し易き物假令はランプホヤ等の如きものは器具の中に編入するより消耗品中に編入する方取扱上便利である

今記入帳を示せば左の通りである

器具記入帳

卓　　子

年月日	摘要	單價	買入數量	買入價額金	賣却又ハ缺損數量	賣却又ハ缺損額金	殘高	備考

消耗品記入帳も之に準じて作成すべしである

二　金錢會計　とは物品代價を支拂ひ又行員の給料旅費其他の收支である今用度掛に於て其支出する費目を見るに左の通りである

(一) 地所建物
(二) 什器
(三) 新築費
(四) 諸稅
(五) 給料
(六) 旅費
(七) 營繕費
(八) 營業費

右は皆日記帳に於ける勘定科目である

今尙參考の爲め營業費の內譯を示せば左の通りである

郵便電信
筆紙墨
印刷並帳簿
新聞雜誌並書籍
廣告料
臨時雇及手當
運送車馬
消耗品
器具
臨時費
借家借地料

概略右の通りである諸稅以下營業費に至る迄之を經費金と謂ふ故に之を支拂ふときは經費金明細帳を調製し置き之に記入するのである

經費金明細帳

諸　　稅

年月日	摘　要	受　入	拂　出	殘　高	備　考
3 4	營業稅下半季分　何々		10000	10000	

經費金明細帳の口座科目は曩に叙したる諸稅給料旅費營繕費及び營業費である而して本帳簿には可成明細に記入し置くものである商法商業帳簿の部に

第二十五條　商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其他財產ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但家事費用ハ一箇月毎ニ其總額ヲ記載スルヲ以テ足ル

諸帳簿及信書は十年間保存するの義務がある(商法第二十八條)

其他圖書等も帳簿を設けて仕譯記載し置くが良いのである

第十一章　手形交換所

手形交換所は交換所加入銀行が他店銀行の手形小切手を持出し他店よりは自行に對するものを受取り借貸勘定を決濟し其交換尻は日本銀行に於ける當座勘定中より決算するものである

手形交換所の起りを見るに米國ウオール街に設立し手形の交換を爲し我邦に於ては明治十二年十二月一日大阪に於て開始せられた是實に本邦手形交換所の開始せられたる權輿である東京に於ては明治二十年十二月一日開始せられた現今に至りては橫濱神戶京都名古屋西部等各所に起るに臻がたるは金融社會に於て賀すべきことである

手形交換所は金融社會に便利を與へ且通貨の取引を省略する假令ば甲某が第一銀行より受取るべき手形を所持せる時甲某の取引銀行は第百銀行なりとせば第百銀行に依頼し取立て自分の當座預金の內に算入せらるゝが如きものである甲某は現金を取付け是を第百銀行に持ち行くの手數と時間とを省き第一銀行及第

百銀行に於ても共に現金を計算するの手數を省略する是實に相互間の手數と費用を省略するものである

今手形交換所に於て手形を交換するより得る所の利益を列擧すれば左の如き利益がある

一　現金授受ノ煩ヲ減少ス

二　現金授受ノ決果支拂基金ヲ節約ス

三　金錢出納上ノ誤謬ヲ省略ス

四　取付行員ヲ節約ス

五　取付時間ヲ節約ス

六　取付費用ヲ節約ス

七　日本銀行ノ再割引手形取付ノ勞ヲ節ス

勿論交換所の地所建物監事使用人雜費等を要するものもあるけれども各銀行に於て年內右等の利益に浴する所のものは決して尠少でないと確信する

手形交換所に手形及び小切手を持出し又は他の銀行より受取りたるときは其交換方たるものは共に裏書及び年月日の記載あるや否やを注意せねばならぬ若し持出したるものにして不備のものならんか不渡りとなり來り爲めに銀行の信用を傷く又交換所內にて交換する場合は敏速と正確とを尊ぶものであるから敏腕のものを交換方として差向くべしである若し交換所へ出席することが後れたるとき或は計算に誤謬あるが如きことあるときは過怠金を徵せらるゝ故注意すべしである

交換所に手形小切手を持出すには持出手形を各銀行別に仕譯け之に交換添表を添付する交換添表は先方銀行に配付すべき手形小切手を合計したる枚數及び金額を記入する其書式は左の通りである

株式會社　銀行交換添表

明治　年　月　日

枚數	金額
110	20.000000

銀行　社會式株

交換添表と共に銀行交換差引表を調製する交換差引表は別紙の通りであつて貸方には持出し手形たる他店銀行の手形の枚數及び金額を記し借方には他店より受取りたる時其手形の枚數及び金額を記載し合計するものである

手形交換所に於ける順位及び交換の致方を見るに米國に於ては一二三四五と順位に一即ち自行の場所より二即ち次の銀行の場所に行き二に宛てたる持出し手形を配付し漸次巡還して又從來の位置に歸り來る自行の場所には他店より手形小切手を配付されてある我國の交換方法も米國に法とり唯少しく異なる點は漸次巡還せずして勝手に持出したる手形を配付するのである勿論既に持出しの時十分交換所銀行位置の順序に仕譯しある而して交換銀行の順位は交換差引表の順序に配列されてある試に我國東京交換所の場内概圖を示せば

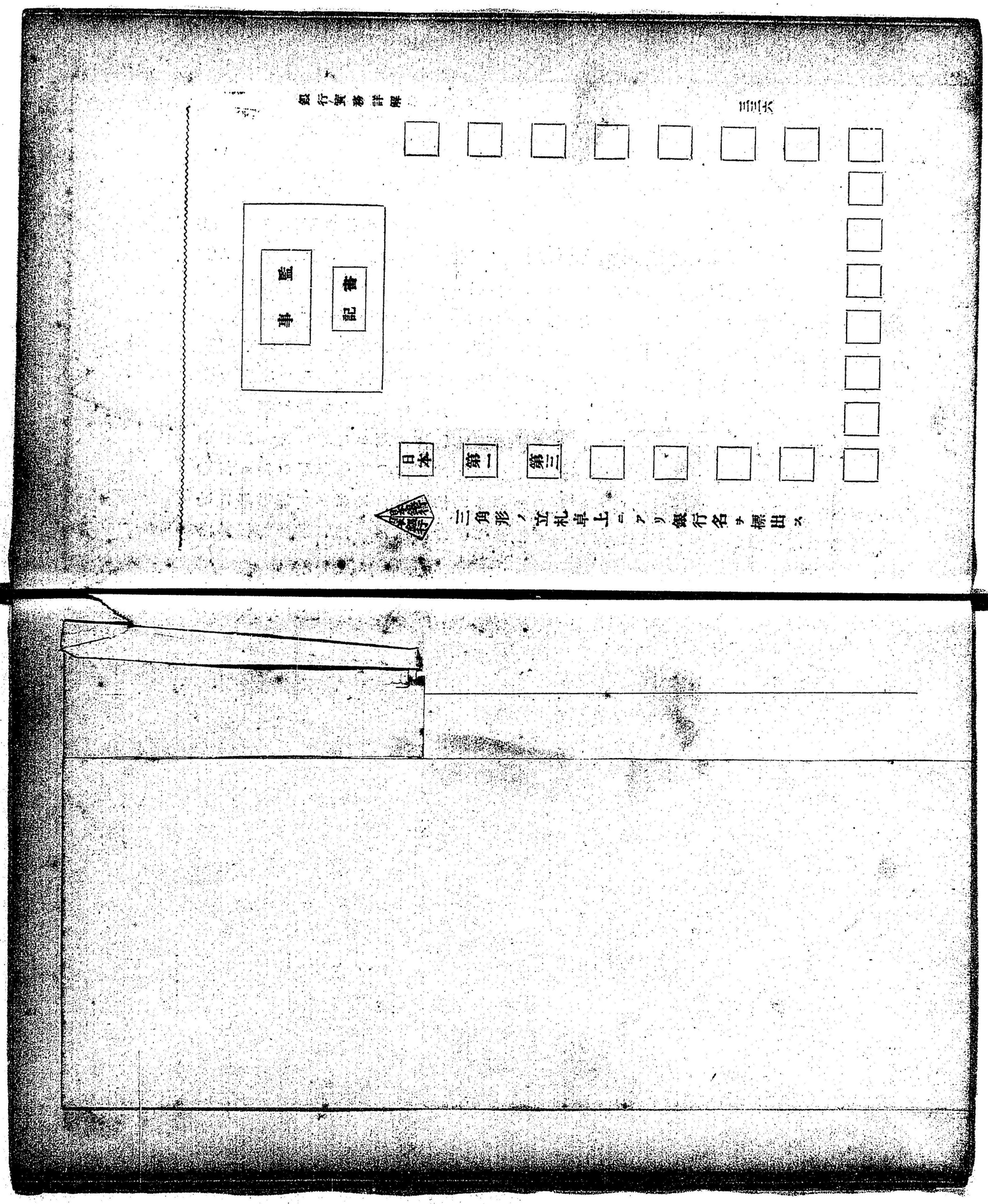
銀行氣象詳報
監事
書記
日本
第一
第三
三角形ノ立札ノ上ニアリ銀行名ヲ標出ス

銀行交換差引表

明治　年　月　日

借方			差引殘高		銀行名稱	差引殘高		貸方	
枚數	金額							枚數	金額
					日本銀行				
					第一銀行				
					第三銀行				
					十五銀行				
					二十銀行				
					二十七銀行				

借方		差引殘高	銀行名稱	差引殘高	貸方	
枚數	金額				枚數	金額
			日本銀行			
			第一銀行			
			第三銀行			
			十五銀行			
			二十銀行			
			二十七銀行			
			第百銀行			
			三菱銀行部			
			三井銀行			
			安田銀行			
			鴻池銀行支店			
			浪速銀行支店			
			帝國商業銀行			
			川崎銀行			
			東海銀行			
			四十一銀行支店			
			七十七銀行支店			
			百十三銀行支店			
			中井銀行			
			東京銀行			
			八十四銀行支店			
			第二銀行支店			
			新潟銀行支店			
			第十銀行支店			
			十二銀行支店			
			明治商業銀行支店			
			第十九銀行支店			
			四十銀行支店			
			伊藤銀行支店			
			横濱正金銀行支店			
			肥後銀行支店			
			住友銀行支店			
			丁酉銀行			
			村井銀行			
			森村銀行			
			豐國銀行			
			東京郵便局			
			合計			

既に手形を配付し終れは交換差引表に他店より受けたる諸手形を各銀行別に借方に交換添表によりて記載する其借方と貸方とを合計せば借貸何れか其多少を見ることを得る此借貸相方の總計金額及び差額を左の交換差額表に記入する

借方枚數　100
貸方枚數　110

交換差額表

明治　年　月　日

借方交換總金額	10.000	000
貸方交換總金額	20.000	000
差引(貸)方金額	10.000	000

交換差額表の差引額即ち交換尻が貸方に多きときは交換所に貸となり借方に多きときは交換所より借となる貸方に多ければ日本銀行當座勘定に貸となりて日本銀行に預けある當座預金増加し交換尻借方多ければ日本銀行にある自行當座

勘定の內より差引き減せらるゝものである

今參考の爲め東京交換所規則を見るに左の如く規定してある

第七條　組合銀行ノ交換方ハ交換時間迄ニ當交換所ヘ參集シ手形小切手ヲ交換添表ト共ニ互ニ交換シ其受取タル金額及枚數ヲ交換差引表ノ借方ニ記載シ貸借ノ決算ヲ爲シ交換殘高表ヲ作リ證印ノ上監事ヘ差出スヘシ

第八條　監事ハ交換方ヨリ差引シタル殘高ノ金額ヲ點檢シ書記ヲシテ交換決算簿ニ記入セシメ貸借合計ヲ現ハシ計算ノ確實ナルヲ認メタル上交換方ヲシテ交換尻振替ノ手續ヲ爲サシムヘシ

即ち交換差額表は監事の許へ差出し交換尻振換の手續を爲すことゝなる

交換尻を振替ふるには交換尻振替請求書を日本銀行に差出すものである即ち左に示す所のものである

（甲號）　交換尻振替請求書

右金額當行勘定ヨリ交換所組合銀行ノ貸方勘定ヘ御振替被下度且該組合中何レノ銀行ニ於テモ交換所監事ノ證印アル請求書ヲ持參スルトキハ其振出銀行ノ貸方勘定ヘ御振替被下度候也

明治　年　月　日

日本銀行御中　　　　銀　行

（甲號）　交換尻振替濟報告書

右金額本日貴行ノ勘定ヨリ交換所組合銀行貸方勘定ヘ振替候也

明治　年　月　日

銀行御中　　　　日　本　銀　行

右振替ノ結了シタルコトヲ證ス

交　換　所　監　事

（乙號）　交換所振替請求書

右金額交換所組合銀行勘定ヨリ當方貸方勘定ヘ御振替被下度候也

明治　年　月　日

日本銀行御中　　　　銀　行

右振替ノ確實ナルヲ證ス

交　換　所　監　事

（乙號）　交換所振替濟報告書

右金額本日交換所組合銀行勘定ヨリ貴行ノ貸方勘定ヘ振替候也

明治　年　月　日

銀行御中　　　　日　本　銀　行

備考　（甲號）ハ黒色字ノ用紙　（乙號）ハ赤色字ノ用紙　ヲ使用ス

交換所振替請求書は甲號にありては借方金額の多きとき使用し乙號にありては貸方金額の多きとき使用するものである借方の多きは曩に述べたるが如く日本銀行にある自行當座預金勘定より差引減せられ貸方金額の多きときは同當座預内に振替預り金として記入せらるゝものである

東京交換所規則に

第九條　交換決算上借方トナリタル銀行ハ交換尻振替請求書（甲號）ヲ認メ交換方記名調印シテ之ヲ監事ニ差出シ其證印ヲ得テ日本銀行ヘ持參シ同行ヨリ振替濟ノ報告書（甲號）ヲ受取リ監事ニ差出シ振替ノ證印ヲ受クヘシ

第十條　交換決算上貸方トナリタル銀行ハ交換尻振替請求書（乙號）ヲ認メ交換方記名調印シテ之ヲ監事ニ差出シ其證印ヲ得テ日本銀行ヘ持參シ交換振替濟ノ報告書（乙號）ヲ受取ルヘシ

交換を爲したる手形小切手にして不渡りとなりたるものあるときは交換を爲したる當日午後三時迄に相手方の銀行に返付し其代り金を受取るものである今左に東京交換所規則を示せば

第十一條　當交換所ニ於テ交換シタル手形小切手ノ內不渡ノモノアルトキハ其銀行ハ不渡ノ事由ヲ記載シテ當日午後三時迄ニ之ヲ其持出シタル銀行ヘ返却シテ其代リ金ヲ受取ルヘシ

公債利札交換の件

諸公債及國庫債券利札の受渡は六月十二月の分多額なる故取扱が隨分繁忙なるものである之を各銀行に於て支拂ひ手形交換所に於て交換手續を爲すは頗る便利なる方法である東京手形交換所に於ては明治三十八年六月より開始せられた左に其手續を示せば

諸公債及國庫債券利札交換手續

第一　組合銀行ヨリ當交換所ニ提出スヘキ利札ハ無記名諸公債證書及國庫債券ニシテ各利札裏面ニ明瞭ニ行印ヲ押捺シタルモノニ限ル

第二　利札ハ其種類及渡期毎ニ區別シ金額枚數ヲ明記シタル書面ヲ添ヘ毎利子拂期ノ前月二十日迄ニ之ヲ日本銀行ヘ送致シテ預リ證書ヲ受取ルベシ

第三　組合銀行ハ毎利子拂渡期節ニ至リ前項預リ證書ヲ當交換所ニ提出シ日本銀行ニ對シ利子支拂ヲ請求スベシ

但厘位ノアルモノハ預リ證書一通ノ合計金額ニ於テ之ヲ切捨ツベシ

第四　第二項ノ期限ヲ過キ公債及債券ノ利金拂渡ノ請求ヲナサントスルトキハ其利札ノ種類及渡期毎ニ區別シ左記雛形ノ袋ニ收容シ散逸ヲ防ク爲メ嚴封シ手形裏書ニ用ユル印章ヲ以テ封印シ且袋表面差引交換高ノ欄ニ交換方ノ檢印ヲナシ利子仕拂期ニ入リ當交換所ヘ提出スベシ但厘位ノアルモノハ一袋ノ合計金額ニ於テ之ヲ切捨ツベシ

第五　日本銀行ニ於テ組合銀行ヨリ受取リタル利札調査ノ決果當籤及亡紛失盜難届出等ノモノアルヲ發見シタルトキ又ハ不足ヲ發見シタルトキハ日本銀行ヨリ通知次第直ニ現金ヲ以テ之ニ對スル補塡ヲナスベシ

以上

（用紙西の內）

封印

札利換交

明治　年　月渡　第　號

額金利合	數枚札利	類種債公
円		類種面券
		廿五圓券
		五十圓券
		百圓券
		五百圓券
		千圓券
		五千圓券
		一萬圓券
		合計
		所得稅
		高換交引差

明治　年　月　日　銀行印

縱八寸五分　横六寸五分

利札裏面押印雛形

何々銀行

大凡四分位　大凡六分位

第十一章　手形交換所

第十二章　計算

計算事務は銀行に於ける種々雜多の金錢出納に關する事務が蒐合し來りたるものを帳簿に記帳し是を計表に示し以て銀行事務の成績即ち盛衰に關する歷史と利益の有無を調査表明する所の重要なる職務である日々日記帳に登記し元帳に記入し是を實際報告書に載せて業務の盛衰利益の有無を鑑別し而して監督官廳に報告し或は之を社會に公表するなど其責任の重大なるものである

斯の如きものであるから其職務に當るものは細密なる腦髓を要し明晰なる判斷力を有するものでなければならぬ只單に數字を羅列するを以て足るものでは要を爲さぬ殆ど重役の如き考を以て是によりて斯の如く爲さねばならぬとの如き觀念を有するものが必要である

第一　日記帳

計算上に於て最も初めに要するものは日記帳である日記帳は日々銀行業務の取引せられたる傳票により登錄せらるゝ日記帳は貸借に別れ銀行の負債に屬する

ものは其借方に記入し資產に屬するものゝ如きは貸方に記入するのである傳票は日々資產勘定に屬するものと負債勘定に屬するものと損益勘定に屬するものと別がある語を換へて之を曰へば借貸の二別がある故に傳票は借方勘定と貸方勘定とに區別し且元帳口座に於ける各勘定に區分して登記することを要する假合ば當座預金は當座預金の收支に區別し小口當座預金は其收支に分ち割引手形は其收入と支拂とに別ち貸付金は貸付金の入金と支拂金とに分つが如きことである

日記帳の記入方に就き今例を擧げて示さんに銀行の創立せられ愈開業の當日となり左の如き收支ありたりと假定して見れば

一、株金即ち資本金百萬圓を甲某外二萬人より拂込みたり但壹株金五拾圓拂込とす

但商法は株金壹株の四分の一の拂込を爲せば創立することを得るものなれば創立の當時全額を拂込むが如きことはせぬけれども爰には全額拂込みたるものとせり

二、地所を乙某より二千坪を一坪五十圓換にて購入し金一萬圓支拂ひたり

三、建物即ち銀行營業用家屋を(土藏附)一萬圓にて購求し直ちに丙某に支拂ひたり

普通銀行にては營業用の外は地所家屋を購入することは出來ぬ若し銀行を以て購入することを無限に許容せば資本金は固定して運轉資本を減殺せらるゝ虞がある勿論擔保に取ることは差支ないが併し地所家屋のみを擔保として貸出を爲すときは終に資本をして固定せしむる患がある

四、甲某より當座預金を金壹萬圓拂込みたり

五、丁某よりの依頼により千圓の約束手形を以て割引することにした擔保は臺灣銀行株式九枚を提供し當日の相場は一株に付き金百五拾圓なり

傳票には割引手形と記し時價百五拾圓に九枚を乘し而して八掛としてある

期間は五拾日にして日歩貳錢を徵收した

六、割引料は右の如くにして金拾圓を收入したり

日記帳

明治　年　月　日

借方

振換摘要	摘要	元丁帳數	振換	現金	合計
	(株金)				
	甲某外何名			1,000,000,000	1,000,000,000
	(當座預金)				
	甲某			10,000,000	10,000,000
	(利益金)				
	割引料丁某			10,000	00,000
	合計		0	1,010,010,000	1,010,010,000
	前日殘高			0	0
	總計		0	1,010,010,000	1,010,010,000

貸方

振換摘要	摘要	元丁帳數	振換	現金	合計
	(地所建物)				
	地所乙某			10,000,000	
	建物丙某			10,000,000	20,000,000
	(割引手形)				
	丁某			1,000,000	1,000,000
	合計		0	21,000,000	21,000,000
	本日殘高			989,010,000	989,010,000
	總計		0	1,010,010,000	1,010,010,000

右の通りで日記帳は現金の收入となるもの又は現金でなくとも振換傳票により收入金となるものは皆之を借方に記入し然らざるものは貸方に記載するのである早く謂へば日記帳の借方は受にして其貸方は拂と同じことである去れども總勘定元帳にありては受拂を以て律することが出來ぬ簿記學の所謂借貸の原理によりて登錄せねばならぬ

日記帳は重要なる帳簿であるから明瞭に記載せねばならぬ假令ば先の地所建物勘定にて曰へば地所の坪數一坪平均價格等詳細に且數字を明かに記入せねばならぬ何となれば該帳簿は一の歷史を示し後日の至大重要なる證憑書類となるのである其他の諸勘定科目も皆同じことであるけれども爰には略して附言することに留めた推して知悉せられんことを希望する

第二　日締帳

日締帳は他店又は本支店間に於ける振換勘定を記載するものである銀行により該帳を設くるの必要なきものもあるけれども業務頻繁にして他店又は支店間に起る所の勘定は日記帳に直接記入せずして日締帳に記入せば頗る便益である即

ち爲替係より振換傳票を回付し來れば是によりて該帳に記入し夫より其日の總高は日記帳に運び其各勘定科目に於ける收支は直接に總勘定元帳に運びて記載するのである今少しく例を擧げて示さんに

一、神戸市臺灣銀行より送金手形金貳千圓の取組通知あり取組人は藤本保夫受取人緒方金滿

二、大阪支店より送金手形金壹萬圓の取組通知あり取組人は田中彦熊受取人淵木喜助なり

借　方　日　辦　貸　方

摘要	元帳丁数	振換	合計	年月日	摘要	元帳丁数	振換	合計
(仕拂送金手形)		2,000,000	2,000,000	(臺灣銀行神戸支店)				
No.1 緒方金滿					仕送手 No.1		2,000,000	2,000,000
No.1 淵木喜助		10,000,000	10,000,000	(大阪支店)				
					仕送手 No.1		10,000,000	10,000,000
		12,000,000	12,000,000				12,000,000	12,000,000

第三　增補日記帳

增補日記帳も日締帳と同じく閑散なる銀行にありては格別設くるの必要はないかれど日々の取引頻繁なる銀行にありては之を設けて記帳するは多少繁雜を免去れることを得るのである增補日記は日記帳に記載せらるゝ一部分たる小口當座預金當座勘定送金手形等の如き取引繁多の科目に於ける收支を記載するのであつて其借貸相方の合計額を其日の終りに日記帳に運び增補日記帳の借方合計額は日記帳の借方に貸方合計額は又貸方に記帳するのである帳簿式も日記帳の式に準據すれば宜しいのであるから爰には是を略することにした

第四　總勘定元帳

總勘定元帳は之又重要なる帳簿であつて總勘定元帳は其名の示すが如く銀行營業科目を其科目毎に該帳簿に口座を設け假令ば株式勘定は株金なる科目口座を設け地所建物なれば地所建物の口座、當座預金勘定なれば當座預金の口座を設けて此口座に其勘定の收支即ち借貸を記入するのである

日記帳、日締帳には夫々勘定科目別に記帳せられてあるからして夫より總勘定元

帳に移記するのである假令ば株金勘定に於て金百萬圓拂込ありたりとせば日記帳の借方に株金勘定を起し百萬圓入金の事に記帳してある其日記帳の借方にある株金勘定を總勘定元帳には株金勘定を起して其貸方に記載する即ち

總勘定元帳

株金

明治	摘要	丁数	借方	貸方	貸或は借	殘高
1 4	日記帳	1		1.000.000.000	貸	1.000.000.000

右の通りにて其他は推して知るべしである併し總勘定元帳中に於ける金銀勘定科目は他の諸勘定と異なり日記帳の借方合計は總勘定元帳中に於ける金銀勘定の借方に日記帳の貸方合計は金銀勘定の貸方に記入するのである半季決算に際しては總勘定元帳の勘定科目に於て其借方と貸方と何れが多額なるやを見其差額を少額の方へ繰越と記載し合計を附し二線を劃して締切るものである假令ば

總勘定元帳

當座預金

明治	摘要	丁数	借方	貸方	貸或は借	殘高
1 4	日記帳			1.000.000	貸	1.000.000
5	〃			2.000.000	〃	3.000.000
6	殘		1.000.000			2.000.000
			2.000.000			0
			3.000.000	3.000.000		

各勘定右の如く繰越すものであるけれども損益勘定に關するものと金銀勘定に關するものは少しく其式を異にして居る即ち總勘定元帳中に在る利益金及損失金なる勘定科目は利益金何れが大なるやを看利益金多きときは損失金勘定を其摘要に利益金へとして貸借雙方合計し締切るのである假令ば

總勘定元帳

損失金

年月日	摘要	日記帳丁數	借方	貸方	借或貸	殘高
			100.000.000		借	100.000.000
630	利益金ヘ			100.000.000		
			100.000.000	100.000.000		

利益金勘定科目にありては損失金よりこゝに繰越と記載する丈左の通りである

總勘定元帳

利益金

年月日	摘要	日記帳丁數	借方	貸方	借或貸	殘高
				500.000.000	貸	500.000.000
	損失金ヨリ		100.000.000		〃	400.000.000
			100.000.000	500.000.000		
	損益勘定ヘ		400.000.000			
			500.000.000	500.000.000		0

斯の如くにして利益金を締切るや摘要に損益勘定へと記し同時に總勘定元帳中或部分に損益勘定なる科目を新設しこれに其摘要に利益金よりとして貸方に記載すること即ち

總勘定元帳

損益勘定

年月日	摘要	日記帳丁數	借方	貸方	借或貸	殘高
	利益金ヨリ			400.000.000	貸	400.000.000
	次季ヘ繰越		400.000.000			0
			400.000.000	400.000.000		

次季に至る償與金配當金其積立金等は皆此勘定科目中より仕拂ふものである

金銀勘定にありては他の各勘定科目と同じく殘高を摘要に繰越と記載し借貸共合計して締切る又次季に至つては前季各勘定科目殘高の借方合計を摘要に繰越と記載して借方に載せ又前季各勘定科目殘高の貸方合計を次季の貸方に記載し

前季殘高を次季金銀勘定に繰越し記載するものである

總勘定元帳

金銀

年月日	摘要	日記帳丁數	借方	貸方	借又は貸	殘高
630	繰越		2.000.000000	1.500.000000	貸	500.000000
				500.000000		0
			2.000.000000	2.000.000000		

第五　收支日計表

收支日計表は日々其日の純取引即ち各勘定か如何に盛衰及利益ありしやを見るのである而して之か記載方は日記帳と同一の借貸に記入するものである

收支日計表

明治　年　月　日

株式會社　銀行

借方			摘要	貸方		
振換	現金	總計		振換	現金	總計
			合計			